

田原本町議会会議録目次

○12月4日（第2日）

開議（午前10時00分）	2-5
一般質問	
1. 7番 竹 邑 利 文 議員	2-5
1. 自治会の運営について	
(1) 会長謝金をなぜなくすのか	
(2) J-ALERTの不具合はなかったのか	
(3) MCA同報システムの改良はどうするのか	
2. 土地開発公社について	
(1) 土地開発公社の解散予定は	
(2) 財産台帳に記載のない土地の処理方策は	
2. 6番 西 川 六 男 議員	2-11
1. 「活力湧き出る産業振興のまちづくり」をめざして	
1) 農業振興のために耕作放棄地解消にむけた取組の強化を	
2) 地域の活性化のためにも「道の駅」の設置を	
2. 「安全・安心のまちづくり」をめざして	
・道路の整備を	
3. 「都市基盤が充実したまちづくり」のために	
1) 近鉄笠縫駅前の整備について	
駅前東側周辺の整備は計画されているのか	
西側の整備は計画されているのか	
エレベータの設置は	
2) 近鉄田原本駅前の整備について	
3. 9番 吉 田 容 工 議員	2-25
1. ごみ清掃工場建設について	

- ① 10月広報で、1市1町から2市1町になると建設費が17億円から15億円に下がると書いてありましたが、その根拠を示されたい
- ② ごみ処理経費の比較がされているが、ごみ収集費用は現状と比較してどれくらい増えるのか
- ③ 9月議会で予算化された御所市栗阪自治会への協力金支払の元となる協定書の中身を示されたい
- ④ ごみ処理施設建設地はいつの間にどのような手続きを経て変更されたのか
- ⑤ 御所市クリーンセンター解体費の負担を本町に求めることはないのかどこで明確になっているのか
- ⑥ 燃えるごみ収集を責任を持って午前中に収集できるのか
- ⑦ 建設費が安くなるといいながら、ごみ袋を値上げするのか燃えないごみと粗大ごみを有料化するのか

2. 学校図書館について

- ① 教育委員会は、学校図書館をどのように位置づけ、どのような人的配置をされているのか
- ② 本町では、学校図書館をどのように活用されているのか
- ③ 専任の学校司書を配置して、学校図書館を充実活用する決意はあるか

3. ももたろう号について

- ① 交通弱者の移動手段の確保でどのような課題を持って取り組み、どのような結果を得られたのか
- ② 実証運行の結果を受けて、町としては本格運行に移行する意向を持っておられるのか

4. 教育委員について

- ① 教育委員長は、教育委員の政治活動についてどのように認識されておられるのか
- ② 本町の教育委員会の構成はこの規定に違反していないのかどのように確認されたのか

4.	1 番 森 井 基 容 議員	2 - 4 2
	(1) 防災対策に関連して	
	①災害に強いひとづくりのための普及啓発活動と自主防災組織の研修について	
	②事業所や近隣市町村等との協定について	
	③災害時要援護者名簿について	
	④諸組織、諸団体の有機的結合について	
	(2) 食育における伝統的作法の指導について	
	①食育における伝統的な作法の指導について	
	②保護者向けの啓蒙・啓発活動について	
5.	1 1 番 松 本 美也子 議員	2 - 5 2
	1. 「レアメタル等の回収・リサイクル」の取りくみについて (「小型家電リサイクル法」の成立をうけて)	
	2. 30歳以上の女性に対して子宮頸がん検診時に「細胞核検査と同時にHPV併用検診」の導入について	
	総括質疑 (報第12号より議第52号までの16議案について)	2 - 5 9
	散会 (午後2時23分)	2 - 7 4

平成24年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成24年12月4日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	松井敦博君	事務局長補佐	植田知孝君
--------	-------	--------	-------

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	寺田典弘君	副町長	石本孝男君
総務部長	松田明君	総務部参事	上田繁君
住民福祉部長	平井洋一君	産業建設部長	高村吉彦君
上下水道部長	取田弘之君	秘書広報課長	寺田元昭君

監査委員	植 宏 君	教育委員長	森 章 浩 君
教育長	片 倉 照 彦 君	教育部長	福 井 良 昌 君
会計管理者	小 泉 義 次 君	選挙管理委員会 事務局長	吉 田 悦 治 君
農業委員会 事務局長	住 井 康 典 君		

平成24年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月4日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一 般 質 問

1. 7番 竹 邑 利 文 議員

1. 自治会の運営について

- (1) 会長謝金をなぜなくすのか
- (2) J－ALERTの不具合はなかったのか
- (3) MCA同報システムの改良はどうするのか

2. 土地開発公社について

- (1) 土地開発公社の解散予定は
- (2) 財産台帳に記載のない土地の処理方策は

2. 6番 西 川 六 男 議員

1. 「活力湧き出る産業振興のまちづくり」をめざして

- 1) 農業振興のために耕作放棄地解消にむけた取組の強化を
- 2) 地域の活性化のためにも「道の駅」の設置を

2. 「安全・安心のまちづくり」をめざして

- ・道路の整備を

3. 「都市基盤が充実したまちづくり」のために

- 1) 近鉄笠縫駅前の整備について
駅前東側周辺の整備は計画されているのか
西側の整備は計画されているのか

エレベータの設置は

2) 近鉄田原本駅前整備について

3. 9番 吉田容工 議員

1. ごみ清掃工場建設について

- ① 10月広報で、1市1町から2市1町になると建設費が17億円から15億円に下がると書いてありましたが、その根拠を示されたい
- ② ごみ処理経費の比較がされているが、ごみ収集費用は現状と比較してどれくらい増えるのか
- ③ 9月議会で予算化された御所市栗阪自治会への協力金支払の元となる協定書の中身を示されたい
- ④ ごみ処理施設建設地はいつの間にもどのような手続きを経て変更されたのか
- ⑤ 御所市クリーンセンター解体費の負担を本町に求めることはないのか
どこで明確になっているのか
- ⑥ 燃えるごみ収集を責任を持って午前中に収集できるのか
- ⑦ 建設費が安くなるといいながら、ごみ袋を値上げするのか
燃えないごみと粗大ごみを有料化するのか

2. 学校図書館について

- ① 教育委員会は、学校図書館をどのように位置づけ、どのような人的配置をされているのか
- ② 本町では、学校図書館をどのように活用されているのか
- ③ 専任の学校司書を配置して、学校図書館を充実活用する決意はあるのか

3. ももたろう号について

- ① 交通弱者の移動手段の確保でどのような課題を持って取り組み、どのような結果を得られたのか
- ② 実証運行の結果を受けて、町としては本格運行に移行する意向を持っておられるのか

4. 教育委員について

- ①教育委員長は、教育委員の政治活動についてどのように認識されておられるのか
- ②本町の教育委員会の構成はこの規定に違反していないのか
どのように確認されたのか

4. 1 番 森 井 基 容 議員

(1) 防災対策に関連して

- ①災害に強いひとづくりのための普及啓発活動と自主防災組織の研修について
- ②事業所や近隣市町村等との協定について
- ③災害時要援護者名簿について
- ④諸組織、諸団体の有機的結合について

(2) 食育における伝統的作法の指導について

- ①食育における伝統的な作法の指導について
- ②保護者向けの啓蒙・啓発活動について

5. 1 1 番 松 本 美也子 議員

- 1. 「レアメタル等の回収・リサイクル」の取りくみについて
(「小型家電リサイクル法」の成立をうけて)
- 2. 30歳以上の女性に対して子宮頸がん検診時に「細胞核検査と同時にHPV併用検診」の導入について

○総括質疑（報第12号より議第52号までの16議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は15名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一般質問

- 議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。それでは質問通告順により順次質問を許します。7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

- 7番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1、自治会の運営について。

現在本町の自治連合会加入は99自治会あります。会長さんのお仕事は、広報の配布、各種の募金、防犯、防災、苦情処理等、多岐多様にわたっている。旧村、新住民混じり大変な状況であり、自治会長さんのご苦労は計り知れない状態です。未来を背負って本町のために日夜努力されている会長さんに謝礼をなくす方向と聞いております。なぜなくすのですか。

J-ALERTが設置されて1年、先般も全国的に試験放送されました。本町は不具合はなかったのですか。

MCA同報システムが国庫支出金で高額で設置したのに、住民からは窓が閉じていけば全く聞こえないと苦情が入っている。説明書では「騒音等により聞き取りにくい場合があるため、周囲の音を感知して自動的に音量を制御することにより、情報の聞き逃しの軽減を図ることができる」となっている。本当に住民からは本番で活用できるのか不安視されている。

よって、（1）会長謝金をなぜなくすのか。（2）J-ALERTの不具合はなかったのですか。（3）MCA同報システムの改良はどうするのですか。

以上、よろしくご答弁お願いします。

2、土地開発公社について。

本町においては塩漬け土地はないと思われませんが、借入金の債務保証による「隠れ負債」が県下市町村の財政に大きな影響を及ぼしている。土地開発公社の存在自体メリットがあるとは思われない。県下の自治体でも解散予定は相当見受けられる。本町はわずか21平方キロメートルで、今後大規模な事業はないと思われる。

また、開発公社とは関係ない本町名義で登記になっている。財政公表に、普通財産、行政財産にも記載されていない土地が見受けられるが、これはどのように処理されるのか。

よって、(1)土地開発公社の解散予定は。(2)財産台帳に記載のない土地の処理方策は。

以上、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） それでは7番、竹邑利文議員の第1番目「自治会の運営について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「会長謝金をなぜなくすのか」とのご質問ですが、自治会は「自分たちの自治会は自らつくる」という自治会の自主性及び自立性を尊重しながら、行政と円滑な連携を構築していただいているところでございます。

従来より自治会に自治会長謝金及び自治振興補助金を補助してまいりましたが、ご質問の自治会長謝金につきましては、自治会長さんの各種活動に対する謝礼でありましたが、自治会活動の活性化をさらに図る上から自治振興補助金とあわせて見直しをさせていただき、自治会を援助する目的で「自治会活動費補助金」として支援してまいりたいと考えております。これにより自治会活動の活性化や住民の意識高揚につながり、住民相互の連帯強化につながると確信するものでございます。

補助金の見直しにつきましては、本年度、自治連合会総会や町政報告会でも説明させていただき、また、自治会長謝金及び自治振興補助金の振込通知とあわせて各自治会長に通知させていただいたところでございますが、一部未確認の自治会長に再度周知してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の「J-ALERTの不具合はなかったのか」とのご質問にお答えいたします。

本年9月12日に消防庁が行いました全国瞬時警報システムの一斉放送試験におきまして、本町は正常に作動したものでございます。

次に、第3点目の「MCA同報通信システムの改良はどのようにするのか」とのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘どおり、一部の地域におきましてチャイムなどの放送が聞き取りにくいというご意見があるようでございますが、緊急時にはサイレンを鳴らすとともに、アナウンスの音量を通常より上げることになっておりますので、全町に聞こえるものと考えております。

次に、第2番目「土地開発公社について」、第2点目の「財産台帳に記載のない土地の処理方策は」とのご質問ですが、総務省通知の「公会計の整備推進について」に基づき、平成24年度及び平成25年度の2カ年にわたりまして、町有財産の活用に有効な公有財産台帳のデータに関する調査を実施しているところでございます。

なお、この公有財産台帳の整備が完了することによりまして、町有財産の適正な管理ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 第2番目「土地開発公社について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「土地開発公社の解散予定は」とのご質問でございますが、本町の土地開発公社は、昭和48年6月、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、秩序ある整備と地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として設立され、地価の高騰局面では、土地開発公社が土地を先行取得することに大きなメリットがありました。現在も機動的・弾力的な土地取得を行えるというメリットがあるため、平成22年度、平成23年度にも道路改良用地の先行取得を行っております。

一方、土地開発公社を含む第三セクター等の改革については、平成20年6月27日閣議決定の「経済財政改革の基本方針2008」において、「第三セクターの

改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされたことにより、現在、長期保有土地に係る金利負担の増加による財政状況の悪化等を理由に解散を検討されている公社が散見されます。

本町の土地開発公社について、11月末現在保有している土地はなく、健全な経営であり、前述したようなメリットもあることから、現在解散は検討しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

1、（1）の質問に関して、我々同僚議員で会長さんが6人いらっしゃいます。

6自治会の参考までに、大きい味間自治会で317世帯700人、小さい為川北方自治会で14世帯42人。大きいところ、小さいところでいろいろご苦労なされている。各自治会においては会則・規約があります。

参考に私の笠縫自治会では、役員はすべて無報酬と明記してあります。ただし、これは自治会からは実費のみ受領、報酬は受け取らない。町からの謝金は暗黙の了解で受領するとしている。

しかしながら、本町の住民は謝金が出ていることを知らない方がほとんどと思われます。今までの経緯から各自治会で混乱が生じると思われ、自治連合会の役員さんでも納得しかねている。まして、すべての会長さんが経緯がわからない。「自治連合会で説明している」と言われたが、町側の一方通行と聞いている。反論できない。本当に了解されているのか、この点、再度お答えください。

ある会長さんは「こんなのやっていけない」「それならば広報紙の配布も町でやれ」と立腹されている、また県支出金で県民だより配布委託金153万9,000円はどこに支払っているか、お答えください。

1、（2）MCA同報通信に関して、現在各自治会に放送設備があり、当初その設備が兼用できると聞いておりましたが、それは不可能ですか。高額で設備したので有効利用をお願いしたい。可能かどうかをお答えください

2、（1）に関して、田原本町立田原本先端技術大学校でも設立するなら話は別

ですが、大きな面積を有する事業はないと思われる。メリットがないなら解散してもいいのかわかるとも思われます。

2、(2)に関して、例を言えば笠縫自治会住宅地と飛鳥川との間に2メートル弱の水路のような、200メートルにわたって土地がある。これは登記もないし、町当局も把握していない。土地登記簿謄本には地積図がある。水路に沿った土地所有者が勝手に拡張しても法的に反論もできない。

旧住宅地事業に関する法律第15条第1項「住宅地造成事業において公共施設を新たに設置した場合に、その公共施設の用に供する土地が地方公共団体に帰属するもの」となっている。

田原本町開発事業等に関する指導要綱第2条第6項及び政令第314号第2条によれば、政令で定める公共の用に供する施設は「広場、公園、緑地、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設」とされている。公共の用に供する施設とは「何ら制限を設けず、広く不特定多数の利用に供する施設」をいう。また、地方自治法第244条第1項における公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方自治体が設ける施設」をいう。

よって、次の3項目、1、住宅地造成事業に関する法律、第1章、第1条6項。

2、政令第314号、住宅地造成事業に関する法律施行令第2条。

3、田原本町開発事業等に関する指導要綱第6条第2項。

この3項目を参考にして善処をよろしくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

まず第1点目でございますけども、自治会長の謝金をなくすということでございますけども、これはあくまでもなくすんじゃなしに、その分を自治振興補助金の中に入れさせていただいているということでございます。一部の自治会長さんのほうに、まだ認識されておられないことをお聞きしておりますので、改めまして、私のほうから周知して説明に行かせていただきたいと思いますと考えております。

2点目の153万9,000円ですか、県の補助金からいただいている分につきましては、町の広報紙の配布をするときの費用の一部として充てさせていただいて

おります。

そして3点目のMCA同報通報無線でございますけども、この分につきましては、あくまでも防災に使用するためにしたものでございますので、今のところ自治会長さんのところとの併用は考えておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） メリットがないのかということでございますけども。

先ほどもご説明申し上げましたように、機動的、弾力的な土地取得を行えるというメリットはございますので、平成22年度、平成23年度においても道路改良の先行取得を行っていただいておりますので、今回もこれに基づきまして解散する検討をしておりますという答弁でございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 答弁抜けてるのじゃないですか。そっちもだけど。

竹邑利文議員、今、産業建設部長が答えた中で答弁抜けてるのと違いますか。それでいいですか。（「まあ今おっしゃったように……」と竹邑利文議員呼ぶ）

立たないでください。いや、今2回目だから。3回目になってしまうから。

総務部長、ちょっと抜けてる部分がありますでしょう。総務部長。

○総務部長（松田 明君） 笠縫の下の土地につきましては、今のところ、一応上は自治会の建物になっておりますけども、下の土地につきましては田原本町が所有しておりますけど、台帳のほうには記載されておられません。今後これについても検討していきたいなと考えておりますけども、私のほうでは今年、先ほど申し上げましたように、平成24年、平成25年にわたりまして精緻化の仕事を進めている中で調査していきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員、よろしいですか。

○7番（竹邑利文君） はい、ありがとうございます。

総務部長はおっしゃるんですけどね。もう今さら決まったことは、それはやむを得んと。ただし、各自治会長さんに本当に周知徹底してほしいわけです。だから、末端の自治会長さんが、ほとんどその内容がわからないとおっしゃってますから、

これを十分納得できるように、よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして、6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

我が国の農地面積は、昭和39年から平成21年の48年間に約105万ヘクタールが農用地開発や干拓等で拡張された一方で、工場用地や道路、宅地等への転用等により約253万ヘクタールが潰されたため、昭和36年の609万ヘクタールから平成21年には461万ヘクタールへと減少しております。

一方、食料自給率は食料消費パターンの変化も相まって、昭和40年度の73%から平成20年度には41%にまで減少しており、これは主要先進国の中で最も低い水準であります。国際的な食料事情が一層不安定化することが予想される中で、食料自給率の向上を図るために農地の確保と有効利用を進めることが重要となっております。

農地の減少理由として、平成21年耕地面積統計によりますと「耕作放棄」によるものが約51%、「農地転用」によるものが48%となっており、優良農地の確保と有効利用を進めるために、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもここ数年の間に再び耕作する考えのない土地」である耕作放棄地の解消及び発生防止が緊急の課題となっております。

この耕作放棄地は、この20年間増加し、耕作放棄地面積は既に平成17年には埼玉県の面積に匹敵する38.6万ヘクタールとなっております。

奈良県では2010年に耕作放棄地が3,595ヘクタールもあり、5年前に比べて40ヘクタール（1.1%）増加し、耕作放棄地率は約19.0%となっており、全国では第7位、近畿では第1位の高さであり、全国及び近畿平均の10.6～10.7%を大きく上回っているのが現状であります。

ところで、平成21年に実施した全国市町村を対象としたアンケートによれば、

耕作放棄地の発生要因は「高齢化・労働力不足」が最も高くなっています。「地域内に引き受け手がいない」といった地域内の耕作者が減少していることや「農産物の価格低迷」や「収益の上がる作物がない」といった農業経営条件の悪化も大きな要因になっております。

この耕作放棄地は周りの環境にさまざまな悪影響を与えており、病虫害・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等があります。また、生活環境への悪影響を与え、土砂やごみの無断投棄、火災発生の原因にもなっております。

耕作放棄地の発生を抑制するためには「農地・水・環境保全向上対策」などの国の対策を活用し、地域が力を合わせて発生防止に取り組むことが必要であります。また、耕作放棄地の解消に向けては、改正農地法による遊休農地解消に向けた措置を適切に運用することはもちろん、再生利用にも積極的に取り組む必要があります。

特に、農業上重要な地域である農用地区域にある耕作放棄地では「耕作放棄地再生利用緊急対策」等を活用し、優先的に再生利用に取り組むことが求められています。

川西町では平成21年3月に、農業委員会、JA、農家組合、農業共済組合、県、町などを構成員として、『川西町地域耕作放棄地対策協議会』を発足させ、国の『耕作放棄地再生利用交付金』を活用し、協議会では一昨年7月、奈良県からその交付金の説明を受け、協議会で交付金の条件に適応した耕作放棄地を選定し、その11月には、草の刈り取り・木の根の除去、整地を行う再生作業を行われました。今後、農作物の試験栽培を行い、地域の特産品づくり等の実証圃場として運営する計画を立てておられます。田原本町としても国の耕作放棄地再生利用交付金、景観向上促進事業、活用農業参入等支援事業などを活用して、耕作放棄地を1カ所でも解消する取り組みを強化することが求められております。

田原本町では、2010年の農林業センサスによりますと、耕作面積617.0ヘクタールで、耕作放棄地は74.3ヘクタール、遊休農地6.5ヘクタールとなっております。

以上の状況を踏まえて質問いたします。

奈良県では、奈良県耕作放棄地対策協議会を設置して、耕作放棄地の解消に向けて取り組みを行っておられます。田原本町として農業振興のための耕作放棄地の発

生防止と解消に向けて、現在の具体的な取り組みの様子と今後の取り組みについて説明をいただきたいと思います。

また、現在耕作放棄をしている農地について、その解消に向けて、地権者に対して耕作の再開や管理について行っている取り組みと、その成果を具体的に報告をいただきたいと思います。

さて、現在味間に設置されています J A 味間ニコニコ農産物直売所は大変好評であります。土曜日・日曜日には駐車場に買物客の車があふれます。平日も 9 時の開店前に買い物に来られる方が多くおいでになります。中にはダンボールいっぱい買い物をして帰られる大阪などの遠方のナンバーの車も多く見られるようになりました。

購入される多くの方から「野菜などが新鮮でおいしく、しかも安い」「つくった人の名前がわかり、生産者が身近に感じられ安心である」などの声をお聞きしております。

農産物の商品を持参する生産者の方も「定年退職後に健康づくりをかねて農業をするようになった」「孫にやる小遣い稼ぎになる」「ほかの生産者や買い物される方と話をするのが楽しみや」などとおっしゃっております。

地域としても人が集まってこられることで賑わいがあり、活気があふれるようになっています。また地域特産の“味間芋”を栽培される方も増えております。そこで寺田町長の『活力湧き出る産業振興のまちづくり』を目指す観点から、J A 味間ニコニコ農産物直売所などの例からも、道の駅をつくることをこれまでも提案してきましたが、再度提案したいと思います。

現在「道の駅」は国の道路開発資金などを活用して全国で 9 9 6 カ所、奈良県では 1 2 カ所が登録されております。

国土交通省の所管する道の駅の持つ 3 つの機能のうち「休憩機能」については、すべての駅で駐車場とトイレが設置されており、休憩所を設けている駅は 8 割以上に達しております。

「情報発信機能」につきましては、パンフレット・マップ・案内板が 7 割以上の駅で設置をされ、案内人を配置する駅も 4 割以上となっております。

観光情報や道路交通情報は 8 割以上の駅で提供され、災害情報や医療情報などを

提供している駅もあります。

「地域の連携機能」につきましては、現在8割以上の駅で設置されています物産販売施設では、買い物を通じた域外来訪者と地元生産者の交流が各地で実現しており、地域の活性化に大きな役割をもたらしております。

また、施設やサービスの高度化・多様化にかかわる取り組みとして、これまでの自動車の利用者だけでなく自転車や歩行者を意識した「たまり」の機能、救急医療情報など、多様な情報の提供、高齢者を含む多世代間の交流を実現する施設などが考えられます。

この「道の駅」の整備につきましては、道路管理者と所在市町村が整備する一体型と、市町村が独自で行う単独型の2つの手法があり、一体型の補助対象事業としては、道路管理者が行う整備で、駐車場、トイレ、休憩所、道路情報ターミナル等の施設整備の部分を特定交通安全施設等整備事業の対象としておられます。

他方、地域の歴史や文化、物産等に関する地域情報を提供する物産館、資料館などの文化教養施設や観光案内などの情報発信施設などの地域振興施設は、道路事業の対象に含まれず、市町村において独自に整備することになっております。

また、「道の駅」として道路管理者が行う事業の採択基準は、主な幹線道路のうち交通事故が多発、もしくは多発する恐れがある路線で、ほかに休憩などの駐車施設が相当区間にわたって整備されていない区間において、道路管理者が簡易パーキングエリアを整備する場合を採択の基準としておられます。

以上の設置要件などを踏まえて、国道24号線の田原本町近隣には休憩等の駐車施設が整備されておらず、駐車場、トイレ、休憩所、道路情報ターミナルなどの施設整備の部分を特定交通安全施設等整備事業の対象として、国の補助対象事業として実施できるのではないかと考えます。

他方、地域の歴史や文化、物産等に関する地域情報を提供する物産館・資料館などの文化教養施設や観光案内などの情報発信施設等の地域振興施設については、町において独自で整備してはどうかと私は考えます。国の道路開発資金などを活用して、田原本町として独自の資金を投資し、将来的な活用を踏まえながら、まちの活性化の一つとして「道の駅」をつくることを提案いたします。田原本町としてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

次に、平成25年度予算を策定される田原本町に、町民の皆様が利用する生活道路や通学路等の道路の整備について質問いたします。

平成24年第2回定例会における通学路の安全確保にかかわる私の質問に対して、片倉教育長が次のように答弁しておられます。

通学路における危険箇所の再点検を実施したところ、危険箇所としては幼稚園48カ所、小学校87カ所、中学校14カ所で、内容としては、道路の拡幅・ライン・ガードレール等が67カ所、横断歩道・信号機・車両規制等が56カ所、標識・カーブミラー・歩道橋等が20カ所、その他6カ所です。

その中でも緊急に通学路の安全対策を講ずる必要のある箇所について、町担当当局より今議会に交通安全対策事業費として補正予算300万円を計上していただき、「早急な対処を行う」との答弁でありました。

このことについて担当部局の高村産業建設部長から「これを踏まえ、公安委員会、警察署、教育委員会等、連携をとりながら、緊急性の高い所、また工事施工に関し地元の協力を得ながら進めたい」との答弁をされております。

また、総括質疑の中で吉田議員からも質問があり、答弁では『この補正予算300万円の予算の対象箇所数は17カ所で、その整備を行う予定である。その工事の内容は、水路沿い等の場所のガードパイプ、ガードレール等、転落防止柵の設置が4カ所、白線ラインが薄くなっている箇所の白線の引き直し、また「通学路につき徐行」等の看板の設置が3カ所で、安全の確保を図っていきたい』との説明でした。

これらの答弁を踏まえて質問いたします。

この補正予算300万円を具体的にどのような観点から、どの場所を整備するために執行されたのか、報告をいただきたいと思えます。

本格的な安全対策として町道の管理からも300万円の補正はとりあえずの緊急対策と考えますが、調査を行って改善されることがなければ、改善を期待して調査に協力した関係者の期待を裏切ることにもなりかねません。危険場所として教育委員会から上がってきた149カ所の道路等の整備のために、田原本町として残り132カ所について具体的にどのように整備されていくお考えか、説明をいただきたいと思えます。

また、その整備に向けて、交通安全対策として平成25年度予算にいくらの金額

の予算計上を要求されているのか、報告をいただきたいと思います。

通学路は、すなわち町民の皆様も利用する生活道路でもあります。その観点を踏まえて、具体的に私の認識する箇所について3点お聞きをいたします。

平成24年第2回定例会における私の質問の際に危険箇所の例として挙げましたが、味間から笠形への町道が樫原から天理・奈良への抜け道になっており、縁石やガードレールがなく、人が歩くための歩道幅は人、1人分があるかなしかの細い白線の引かれた、わずかな幅のみになっております。田原本の警察署の担当課も「警察としても味間・笠形の町道にガードレールや縁石を設置するなどの安全対策が必要な実態であることは認識している」とのお話でありました。

今回の補正予算の300万円で一部白線の引き直しをしていただきますけれども、抜本的な対策が必要かと考えます。この状況について、町としてどのように認識されているのか、お聞きかせいただきたいと思います。

新町と小室地区の田原本幼稚園前につながる用水路は、近鉄田原本線までのほとんどの箇所が暗渠になっており、道幅が広くなり、自動車や歩行者の便に大いに役立っています。しかし、そのほんの一部のみ暗渠にされていないために、幼稚園側に通行する人は、その場所で小学校側に交通量の多い道路を横断しなければなりません。特に園児は、その後、幼稚園に通園するために再度交通量の多い道路を横断しなければなりません。平成16年には歩行されていた方が、この用水路に転落され、裁判の結果、町は1,889万円余りの多額の賠償金を支払いました。

この用水路について事故の教訓を生かし、また通行者の安全確保のためにも関係者や地域のご理解とご協力を得て、暗渠にすべきと考えます。この状況について、町としてどのように認識されているのか、お聞きかせをいただきたいと思います。

道路の整備はまちづくりとかかわり、重要な要素であることは言うまでもありません。その観点から国道24号線から役場前を通り保津・宮古に抜ける町道（阪手・八尾大橋線、新町1号線、根太・黒田線）は今後の発展が予想され、京奈和自動車道・県道桜井田原本王寺線との関係や準工業地域として、また商業施設の進出など、新都市機能の形成を考えれば交通量も増えるものと考えられます。国道24号線から役場前・松村金物店前付近まで道路の拡幅や用水路の暗渠化などで道路幅が広がっております。また保津・宮古・宮古池付近は道路が拡幅されて整備されて

おります。しかし、五光温泉付近から宮古池までの区間の道路は狭くなっており、歩行者・自動車の通行にも困難性を伴っております。

この区間について、将来的なまちづくりの観点からも道路の拡幅、もしくは用水路の暗渠化を住民の皆様・自治会や水利権者など関係者のご理解とご協力をいただいて、整備すべきではないかと考えますが、町としてはどのように認識されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

「都市基盤が充実したまちづくり」のために、近鉄笠縫駅前への整備について質問いたします。

私はこれまでも「まちづくりの一環として、近鉄田原本駅前の次は近鉄笠縫駅前周辺の整備を行い、町南部の開発を考えるべきである」と提案してまいりましたが、近鉄笠縫駅前西側の整備、九品寺自治会が要望されております駅前東側周辺の整備、高齢者・妊婦・障がい者などにやさしいまちづくりのために、近鉄笠縫駅にエレベーターの設置などは計画されているのかどうか、説明をいただきたいと思います。

次に、田原本駅前の整備について質問いたします。

近鉄田原本駅前の東側は道路も狭く、通勤・通学時間帯には大変混雑します。その駅前の建物に続く北端で自転車預かりをしておられた方が廃業され、現在更地になっています。この機会に地権者である近鉄と交渉され、町政の最重要課題の1つである近鉄田原本駅前の整備の観点から活用を検討すべきと考えますが、町としてのお考えをお示しいただきたいと思います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 6番、西川議員の第1番目「活力湧き出る産業振興のまちづくりをめざして」のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「農業振興のために耕作放棄地解消に向けた取組の強化を」とのご質問にお答えいたします。

①の「農業振興のための耕作放棄地の発生防止と解消に向け、現在の具体的な取り組みの様子と今後の取組」につきましては、毎年、耕作放棄地の全筆調査や所有者等の調査を行い、耕作放棄地解消と農業振興の推進を図るため、意欲ある担い手

への利用集積を促進しております。

今後は新規就農者への貸し付けの斡旋を行うほか、安定した農業経営のため、農産物の高付加価値化、ブランド化などへの活用の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、②の「現在、耕作放棄をしている農地について、その解消に向け、地権者に対して耕作の再開や管理について行っている取組とその成果」につきましては、本町では、農業委員会、JA、農家代表者会、農業共済組合、町などを構成員として「田原本町農業振興推進協議会」を設置し、地元や地域農業委員ともに連携し、耕作放棄地の現況と所有者等の調査、確認をして、地権者に対して耕作の再開や草刈り等の指導、担い手農家への貸し付けに結びつけるなど、耕作放棄地の解消を進めております。また、その成果の多くは、担い手農家への農地集積であり、昨年度解消したものの中には、売買につながり、新たな所有者により解消されたケースもあります。

耕作放棄地の解消の実績としまして、平成22年度、6筆、0.59ヘクタール、平成23年度、5筆、0.68ヘクタールを解消し、放棄地は5.85ヘクタールとなっています。今後も計画的に耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の『地域活性化のためにも「道の駅」の設置を』とのご質問でございますが、道の駅は長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加する中で、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。このような状況の中で、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして活力ある地域づくりをともに行うための「地域の連携機能」の3つの機能をあわせ持った休憩施設が「道の駅」であり、地域活性化に資するものであります。

本町は現在、国史跡唐古・鍵遺跡の公園を利用したまちづくりを行うため、史跡北側の約1.2ヘクタールについて都市計画法に基づく地区計画を定めるための作業を進めております。この地区に交流促進施設の立地を検討しており、今後、商圈調査や来客者についての調査等を行い、施設の機能等について検討することにして

おります。

次に、第2番目「安全・安心のまちづくりをめざして」のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「道路の整備を」①の「この予算300万円を具体的にどのような観点から、どの場所を整備するために執行されたのか」についてのご質問でございますが、特に通学路における安全施設設置等については最優先事項として対処しているところでございます。しかしながら、京都府亀岡市での通学中の児童を巻き込む痛ましい事故があり、通学路のさらなる安全確保の必要から安全施設設置に要するものでございます。

次に、②の「田原本町として残り132箇所について具体的にどのように整備されていくお考えか」との質問でございますが、通学路における安全施設については、本年度においても随時設置を進めているところでございますが、教育委員会から各幼稚園・小学校・中学校に対して通学路の危険箇所について調査依頼をしたところ、149カ所の報告があり、重複箇所を除くと110カ所となり、その中で安全施設等にかかる61カ所については、既に発注済みの17カ所に加え、土木管理課で引き続き教育委員会と協議を行い、今年度中に41カ所の設置等を予定しておりますが、1カ所でも多くの通学路の安全施設設置に取り組んでいきたいと考えております。

また、早急に対応できない残り49カ所についても、教育委員会により各関係機関と協議を行い、安全施設設置進捗状況とあわせて、その結果を学校・PTA等に報告をする予定でございます。

次に、③の「平成25年度予算にいくらの金額の予算計上を要求されているのか」との質問でございますが、通学路における危険箇所については、平成24年度内に41カ所程度を施工する予定でございますので、残り20カ所につきましては平成25年度予算の範囲内で対処できることから、例年どおりの予算計上を考えております。

次に、④の「通学路は、すなわち町民の皆様も利用する生活道路でもあります」とのご質問にお答えをいたします。

1つ目の、味間から笠形への町道味間21号線、笠形6号線は、幅員6.2メー

トルから6.4メートルであります。橿原から天理・奈良への抜け道があり、交通量も多いのも事実でございます。

園児や児童の通学路についての交通安全対策でございますが、歩道の整備につきましては道路改良工事が必要となっております。当然、地元権利者の協力も不可欠となり、整備までに時間を要します。なお、平成24年10月3日付けで、町立東小学校より当該場所について外側線の設置要望もあることから、早急な対応策として、外側線の引き直しを行い、通学路である旨の道路標示を行い、自動車の運転手に注意喚起を行いたいと考えております。

次に、2つ目の「新町と小室地区の田原本幼稚園につながる用水路は、近鉄田原本線までのほとんどの箇所が暗渠になっており、一部が暗渠になっていないことから、園児が交通量の多い新町1号線を横断されている現状について」の対策でございますが、田原本幼稚園の通園路は、町道阪手八尾大橋線の両側歩道を利用され、新町1号線と阪手八尾大橋線の交差点で車両全赤の信号処理で横断をされています。一部暗渠の構造になっている部分もありますが、ほとんどは住宅への専用通路として占用許可されている進入橋でございます。

通学路についての確認を行ったところ、現在通学・通園路の安全性は確保されておりますので、現時点での道路改良は考えておりません。

次に、3つ目の「道路整備がまちづくりにかかわる重要な要素であることについて」の認識で、国道24号線から町役場前を通り保津・宮古に抜ける町道、阪手八尾大橋線、新町1号線、根太黒田線、小阪富本線に関するご質問でございますが、議員お述べのように、五光温泉付近につきましては、道路幅員も狭く、歩行者や自動車の通行に際して対向に支障が生じる場所もございます。

五光温泉のボトルネックの問題等の交通安全対策の必要な箇所について、昨年、長期計画ではありますが、道路法線を含んだ概略設計を行いました。現在、道路改良工事による国の補助採択を受けるため、県担当課と調整しているところでございます。補助採択を受けた後、実施設計に取りかかり、歩道の整備を含めて、順次全体計画に沿って道路改良工事を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、第3番目の「都市基盤が充実したまちづくりのために」のご質問にお答えをいたします。

第1点目の「近鉄笠縫駅前東側の整備」につきましては、平成25年から平成26年の2年間の継続事業として、現在問題になっております放置自転車対策の一環として、近鉄笠縫駅東側、烏米川左岸の河川敷を利用した自転車駐車場の整備計画を予定しています。現在、近畿日本鉄道と詳細な部分について詰め協議を行っているところでございます。

次に、「笠縫駅西側の整備及びエレベーターの設置」につきましては、平成20年第4回定例会、また平成22年第3回定例会におきましての質問にお答えさせていただいているところであります。

近鉄笠縫駅の乗降客数が年々減少しており、高齢者・身体障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律の基準以下（乗降客数5,000人以上）であること、及び年々笠縫駅の利用者が減少していることから、笠縫駅西側の整備及びエレベーターの設置につきましては、近畿日本鉄道の協力も得られないことから、現在のところ整備できる状況ではございません。

次に、第2点目の「近鉄田原本駅前東側の整備について」のご質問でございますが、田原本駅西側に駅前広場ができました現在においても、駅東側は送迎等の車両や歩行者が多いですが、現在、田原本駅東側を整備する具体的な予定はございません。

今月号の広報に掲載しておりますが、地域公共交通活性化協議会において駅周辺の活性化に向けて、景観に配慮しながら賑わいと魅力ある駅周辺を形成するために今年度、来年度の2カ年にわたりワークショップを開催して考えていきます。

以上、答弁いたします。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 答弁ありがとうございます。時間の関係もありますので、ちょっと再度お聞きをしておきたいことについて質問をしたいと思います。

耕作放棄地につきまして、所有者に耕地として使用することや適切な管理をお願いしても、なかなか効果がないのが現状だと思います。取り組みなど今答弁でご説明いただきましたが、再度耕作放棄地への取り組みについて具体的に2点だけお聞きをしたいと思います。

まず1点目、耕作放棄地について、その所有者に管理を適切にするように文書などで通告しているのかどうか。また、その効果は見られるのか。

2点目に、管理について、例えば耕作放棄地の草刈りなど町などが行い、その代金を所有者に請求するなど管理を徹底するために、例えば条例等の制定などにより、法的な対策がとれるように検討してはどうかと考えます。このことについて町のお考えをお示しいただきたいと思います。

道の駅の設置について、ただいま私の提案に対して答弁をいただきましたが、次のような答弁をいただいております。

「本町は現在、国史跡唐古・鍵遺跡の公園を利用したまちづくりを行うため、史跡北側の約1.2ヘクタールについて都市計画法に基づく地区計画を定めるための作業を進めております。この地区に交流促進施設の立地を検討しており、今後、商圈調査や来客者についての調査等を行い、施設の機能等について検討することにしております」となっております。この答弁の内容は、道の駅を設置するか否かを考えた作業や検討であるのかをお聞きしたいと思います。

これまでも、これは町のまちづくりにかかわる部分でもありますし、従来からこの課題につきましては、副町長のほうから答弁をいただいていたと思いますので、このことについては副町長から答弁をお願いしたいと思います。

町長にお聞きをしたいと思います。近鉄笠縫駅東側は、これまで自転車の不法駐車であらゆる雑踏でしたが、人を配置して整理をしていただいている結果、整然となり、乗客の通路も確保されて、きれいになったという好評のご意見を多くお聞きしております。

一方、近鉄田原本駅前東側については、次のような意見を町民の皆さんからお聞きしております。

「通勤通学時間帯の歩行者、自動車、タクシーなどの入り乱れての混雑を何とかしてほしい」、その整理をするために、例えば「笠縫駅と同じように人を配置してでも整理するなど、町として対策を行ってほしい」「早急に西側に続いて東側を整備すべきである」などの意見をいただいております。

この近鉄田原本駅前の整備の課題につきましては、平成24年3月に策定されました第3次総合計画後期基本計画で、近鉄田原本駅前について『中心市街地の持続的な発展のために、「人々が住まい・賑わう 暮らし良い田原本駅前をめざします」』としておいでになります。

先ほど近鉄が所有する駅前の変更地になった土地の活用について質問いたしました
が、このような更地が出たことは、まちづくり、駅前の整備については、ある意味
ではチャンスではないかと私は考えております。この更地については近鉄が所有者
であり、どのようにするかは近鉄が決めることではありますけれども、田原本町と
して駅前東側の整備の総合的な整備計画の観点から、早急な対応が求められると考
えます。そこで、町長に先ほどの答弁の再確認も含めてお聞きしたいと思います。

田原本駅前西側は一定整備が行われました。しかし、東側についてその整備の計
画は現時点で策定されたのか、されていないのかお聞きしたいと思います。もしも
策定されているのなら、その内容をお示しいただきたいと思ひます。もしも策定さ
れていないのなら、今後策定する計画をお持ちであるかどうかをお聞きしたいと思
ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。笠縫駅がきれいになったとお褒めを
いただいておりますけれども、ただ自転車を片付けるというだけでありまして、長
期的な発展にはつながっていないというふうに考えております。そのため東側につ
きましては、自転車駐輪場を含め公園等の整備を行わせていただき、長期的な整
備を進めていきたいというふうに考えております。

また、田原本駅前につきましても人を配置してもきれいにしてはどうかというご
質問でございますが、田原本駅前につきましては、今、放置自転車等はない状況に
なっております。自転車預かり所等もございますし、放置自転車につきましては町
のほうから責任をもって撤去をしている状況でございます。ですので今の段階で整
備計画自身は策定をしておりませんが、平成24年度、平成25年度の2年にわた
りましてワークショップをさせていただき、どういった計画を立てていったらいい
のかということで、皆様方のご意見をちょうだいしたいというふうに思っております。

以上でよかったでしたか。（「だから平成24年、平成25年でワークショップ
でつくっていくということですね」と西川議員呼ぶ）

はい。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 先ほど産業建設部長からご答弁いたしました唐古・鍵遺跡公園エリア北側の1.2ヘクタールの地区計画の作業でございますね。

これにつきましては、先ほどの答弁でもお述べいたしましたように、交流促進施設という位置づけで、道の駅という形、結果としてそうなるかもわかりません。これは国土交通省のほうに登録させていただいて、そういう機能が、道の駅でありますと休憩機能でありますとか、情報発信機能でありますとか、地域の連携強化機能等を備える施設であれば、登録したことによって、道の駅という名称をいただきますが、それに準じます施設としまして交流促進施設、当然その中には情報発信、休憩施設、物産・物販販売等々も兼ね備えたようなものを検討していくということで、道の駅という限定的な言い方はできませんけども、登録されたら結果としては、そういう施設になっていくような機能を持った施設を検討していきたいということでございます。

○議長（松本宗弘君） あとは特別委員会で聞いてくださったら。特別委員会に入ってきていますよね。（「はい、聞かせてもらいます」と西川議員呼ぶ）

ですから特別委員会で聞いてくださったら。（「はい、ありがとうございます」と西川議員呼ぶ）

産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 文書催告の件でございますけれども、これにつきましては、農地についての権利を保有する者の責務として、農用地の適正かつ効率的な利用の確保についても、新たにこの改正された法律に決められておりますので、所有者に対しまして適切に農地を管理していただくよう文書で催告しております。

それと、先ほど条例ということでおっしゃってございましたけれども、これにつきましては条例の中身も調べましたけれども、罰則規定というのは考えられていないということになっておりますので、これにつきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「結構です」と西川議員呼ぶ）

以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは質問をさせていただきます。きょうは4つの大きな点について質問させていただきます。

まず1つ目です。ごみ清掃工場建設について。

やまと広域環境衛生事務組合の骨格が固まり、御所市、五條市、本町での「広域ごみ処理施設建設に向けて進めていきます」と10月広報で発表されてました。しかし、その記事の中には「責任を持ってごみ収集をします」とも「このような中継地を設けます」とも書かれていませんでした。今、住民の方々からは「何で御所なのか」「御所まで持って行かんとあかんのか」「ごみ袋が値上になるのとちゃうか」と心配の声が届いています。

残念ながら、町長はこの不安、心配、疑問に全く答えておられません。全く事務的なお知らせで終わっています。何でなのでしょう。

町長は、「住民から選ばれた町長と同じく、住民から選ばれた議員が審議しているから説明する必要はない」と答弁されてこられました。しかし、その審議されてきた議員の中でも、住民の皆さんから出されている疑問、心配に答えることができる方がおられるのでしょうか。少なくとも私は当初から特別委員会に所属してきましたが、全く説明できません。そこでいくつか質問します。

1つ目、10月広報で「1市1町から2市1町になると建設費が17億円から15億円に下がる」と書いてありましたが、その根拠を示されたい。

2つ目、ごみ処理経費の比較がされているが、ごみ収集費用は現状と比べてどれくらい増えるのか。

3つ目、9月議会で予算化された御所市栗阪自治会への協力金支払いのもととなる協定書の中身を示されたい。

4つ目、ごみ処理施設建設地はいつの間に、どのような手続きを経て変更されたのか。

5つ目、御所市クリーンセンター解体費用の負担を本町に求めることはないのか。ないとしたらどこで明確になっているのか。

6つ目、燃えるごみ収集を責任を持って午前中に収集できるのか。

7つ目、建設費が安くなると言いながら、ごみ袋を値上するのか。燃えないごみ

と粗大ごみを有料化するのか。

この7点について根拠を示して、わかりやすく説明をお願いいたします。

2つ目、学校図書館について質問します。

読書をすることは、読み進めていくうちに想像力をかきたてられ、内容に引き込まれ、疑似体験をすることです。出てくる人や、動物の表情、しぐさ、雰囲気は読む人それぞれです。時間を飛び越え、地理的距離を飛び越えることができます。その本を読めば、いつでも物語の中に入り込むことができます。たくさんの本を読むうちに、イメージーションが広がり、いろいろな角度から物事を見ることができるようになります。読書は人を育てます。本を読むスピードは一人ひとりのペースにあわせて読めます。

その一方、テレビを見ることは楽しいですが、一定の時間内にテレビのペースで進んでいきます。大変受け身な状態です。その点では、テレビを見る時間より読書の時間を増やしたほうが、子どもの内的な成長にとって大変有効です。自宅で本を買って読むことはありますが、なかなか冊数を重ねることは難しいです。簡単に読むことはできません。そこで、図書館で本を借りる、学校で本を借りることが重要になってきます。

学校図書館法改正時には「学校図書館は学校教育に欠くことのできないものであり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能。児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。学校図書館の果たす役割は、ますます重要になってきている」と評価されています。本町でも学校司書を任命されています。

そこで質問します。教育委員会は学校図書館をどのように位置づけ、どのような人的配置をされているのか。答弁を求めます。

学校図書館には3つの役割があります。

1つ目は、学習を支援することです。調べ学習など教科書等の学習内容を深める資料を提供します。本で調べる、学習に活用する資料、例えば郷土史に関する新聞など、報道資料を提供することです。

2つ目は、読書を通じて心を豊かにすることです。読書はイメージーションを育て、読解力を高めることができます。本を読んだ感動を大切にしたいものです。

3つ目は、ほっとくつろげる場を提供することです。子どもたちは、とても忙しいです。学校図書館でゆったりとでき、本に触れることで心が癒されます。学校司書さんとのおしゃべりをする中で読書のきっかけもできます。

学校図書館の現状は、お昼休みのわずか10分間だけ貸し出しをしている状態です。放課後閉館している状態と伺いました。

私が小学生のときは図書委員をしていましたので、放課後、図書館でいろんな本を物色していました。その結果、自分としてはたくさんの本を読んだと自負しています。図書館に来ることで安心できる、司書の方とお話ができる。そういう場所を楽しんでいました。本町の現状はとても残念な状況です。

私が10年前、議員になって初めて視察に行ったのが岡山県の吉備小学校です。そこには専任の図書館司書が配置されていて、紙芝居やクイズ企画、夏休み・冬休みの開館も年中行事に位置づけられていました。授業援助や調べ学習なども学年ごとに計画されていました。そして1人平均年間48冊以上貸し出されていることが報告されました。

西宮市では、市内図書館部会で学年ごとに、国語、社会、理科、生活科で学校図書館資料を活用する授業の一覧をつくって学校図書館を授業に活用されています。

そこで質問します。本町では学校図書館をどのように活用されていますか。

「朝の10分間読書活動をすると1時間目の授業にスムーズに入っていく」という感想を伺っています。読書の効用の1つですが、読書をツールとしてではなく、子どもたちを育てる大切な営みとして認識していただきたいと思います。学校図書館の重要な役割に焦点を当てていただきたいと思います。授業への図書の活用、郷土資料の整備、時事問題の収集なども充実する、休みごとに図書館を開ける、昼休みのわずか10分間だけでなく昼休みの時間中開館するなど、学校図書館をもっと子どもたちに開放する。授業で活用するためには専任の司書を配置することが必要です。

この間、いくつかの学校図書館を見せていただきました。新しい本がそろっている図書館もありましたが、背表紙が色あせている本、倒れている本、学校図書館協

議会が決めている「学校図書館図書廃棄基準」に照らすと、廃棄すべき本がたくさん並んでいました。専任の学校図書館司書がおられれば、もっと有効に活用できます。

そこで質問します。専任の学校司書を配置して学校図書館を充実活用する決意はありますか。

朝の10分間読書活動、週1回の読書の時間、学校図書を活用した授業などに取り組み、田原本中学校は文部科学大臣から表彰されたと伺っております。そのことを通じて読書の有効性を認識されておられると存じます。学校図書館は、子どもたちの自ら学び、考える能力を育成し、子どもの居所を提供するところです。本町の子どもたちの健やかな成育のためにも専任の学校司書を配置し、学校図書館を充実されることを求めるものです。

3つ目として、ももたろう号について質問します。

「ももたろう号で国保中央病院まで連れて行ってもらえて、こんなありがたいことはない。年寄りが使わせてもらってええんやろか」、最近ひざを痛めて、ももたろう号を利用されておられる年配のお母さんの率直な感想です。

平成16年4月に路線バス「田原本為川線」と「桜井百済線」が休止になって以降、国保中央病院線のみ運行していますが、駅周辺以外の多くの地域が公共交通不便地域になり、多くの高齢者の買い物や通院に不便を来しているという認識のもと、本町に一番合ったサービススタイルとして、デマンドタクシー「ももたろう号」の運行が始まりました。

その目的は、1つ目が高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出支援、2つ目が公共交通と連携した、まちづくりによる地域活性化でした。実証運行の間、登録者も利用者も増えていると9月議会でお伺いしました。先ほどの感想なども踏まえると大変喜ばれていると感じています。

そこで、あと3カ月で実証運行は終了するわけですが、この間の実証運行を通じて、目的の①交通弱者の移動手段の確保という点で、どのような課題を持って取り組み、どのような結果を得られたのか答弁を求めます。

今年10月の運行実績を見せていただきました。朝9時から夕方5時台の9時間、1カ月198時間あったわけですが、その間、全く稼働しなかった時間は、わずか

36時間です。1時間4回出動されておられるときもあれば、1回しか出動されていないときもあります。全体としては大変利用されているというのが、私の率直な感想です。さらに予約を受けたが既にいっぱい断った件数が26件もあったと聞いています。

これらのことから、ももたろう号は交通弱者にとって大変必要とされていることを感じます。これだけ利用されている、ももたろう号が来年4月に廃止されたら多くの方が困られます。本来ならこの時期に「来年は本格運行に移行します」と発表し、期待を広げ、安心していただくものですが、残念ながら本格運行という話は、まだ出ていません。それどころか9月議会で「平成23年度の利用実績は60歳以上の利用が全体の87%を占めており、特に70歳代、80歳代の利用が多い状況にあり、高齢者の外出支援に役立っているものと考えております」と認めながら、「協議会の議論を参酌するなど、来年度予算編成の中で判断してまいりたい」と答えておられます。

大変遠まわしな発言です。町として必要性を認識されておられるのならば、率直に「本格運行に移行するよう協議会に働きかけてまいります」と明言することができないのでしょうか。

そこで質問します。実証運行の結果を受けて、町としては本格運行に移行する意向を持っておられるのか、答弁を求めます。

交通不便地域がこれだけ広がり、公共交通機関が撤退した中で、住民の足を確保すること、特に交通弱者の足を確保することは町の責任です。実証運行の結果をしっかり踏まえて、来年度はさらに充実した、ももたろう号が町内を走っていることを期待しております。

最後に4番目として、教育委員についてお伺いします。

本町の教育委員会は5名の教育委員で構成されています。その運営等は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で定められています。以前の選挙で教育委員さんが特定の候補者を応援されたという噂が届いています。

そこで質問します。教育委員長は教育委員の政治活動についてどのように認識されておられるのか、答弁を願います。

先ほどの法律には、「委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属するこ

ととなつてはならない」と定めています。本町の教育委員会の構成は、この規定に違反していないのか。どのように確認されたのか答弁願います。教育委員長の高い見識を示されることを期待して一般質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 教育委員長。

（教育委員長 森 章浩君 登壇）

○教育委員長（森 章浩君） 9番、吉田議員の第4番目「教育委員について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「教育委員長は教育委員の政治活動についてどのように認識されておられるのか」とのご質問でございますが、教育は人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康の育成を期して行わなければならないものであり、特定の考え方による偏った教育が行われることがあってはならないと考えております。

議員お述べの政治活動につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で、「委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない」と定められており、教育委員の政治活動は制限されていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） それでは第4番目「教育委員について」のご質問にお答えいたします。

第2点目の「本町の教育委員会の構成は、この規定に違反していないのか、どのように確認されたのか」とのご質問ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条で「委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない」と定められておりますので、政党の所属については委員に任命する前に本人に確認しております。

現在、本町の委員は私を含む5名の委員で、政党に所属している者は1名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 第2番目「学校図書館について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「教育委員会は学校図書館をどのように位置づけ、どのような人的配置をされているのか」とのご質問ですが、学校図書館法の規定により、学校図書館はすべての学校に置かなければならないとされており、学習指導要領においても学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとされており、そのためにも学校図書館の充実と活用が不可欠であると考えております。

また、学校司書につきましては、教諭であり、かつ司書教諭資格者である者の中から校長が司書教諭の発令を行い配置しております。

次に、第2点目の「本町では学校図書館をどのように活用されているのか」とのご質問にお答えいたします。

すべての小中学校において、図書委員会の児童生徒が昼休みを中心に始業前や放課後に学校図書館の本の貸し出しや返却活動を行っています。また、図書委員会の活動としてポスターや図書だよりを作成し、読書推進のPR活動も行っています。

小学校では学級別に週1時間、学校図書館での読書の時間を設け、学校図書館での読書を推進するとともに、社会・理科などの調べ学習で学校図書館を活用しております。また朝の読書をすべての小中学校で実施し、田原本中学校では平成22年4月に全国表彰を受賞しております。そして、図書館を夏休みのサマーチャレンジスクールや質問教室を始めとして、さまざまな学習の会場としても有効に活用しております。

次に、第3点目の「専任の学校司書を配置して学校図書館を充実活用する決意はあるのか」とのご質問にお答えいたします。

本を読む習慣、本を通じて物事を調べる習慣を子どもの時期から確立していくことの重要性が改めて認識されております。そのためにも学校図書館の果たす役割は大きく、子どもの健やかな成長にとって重要なものであります。今後とも学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

（総務部参事 上田 繁君 登壇）

○総務部参事（上田 繁君） 第1番目「ごみ清掃工場建設について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「10月広報で1市1町から2市1町になると建設費が17億円から15億円に下がると書いてあるが、その根拠を示されたい」とのご質問ですが、これら係数につきましては、全員協議会や清掃工場建設検討特別委員会で資料を提示し説明しておりますが、1市1町の建設費75億800万円、循環型社会形成推進交付金及び地方交付税措置額が41億6,000万円となり、建設費から国交付金・交付税を引きますと、一般財源は33億4,000万円となります。1市町では2分の1の約17億円となります。同様に2市1町では、建設費が97億9,000万円、国交付金及び交付税措置額が53億8,000万円で、差引一般財源は44億1,000万円となります。1市町では約15億円となります。

次に、第2点目の「ごみ処理経費の比較がされているが、ごみ収集費用を現状と比較してどれくらい増えるか」、第6点目の「燃えるごみ収集を責任もって午前中に収集できるのか」につきましては、現在の収集サービスを維持しながら御所市への運搬することが最善であると考えております。

本町から御所市までの往復の運行時間がかかることから、これまでほぼ午前中に終えていた収集業務が午後になる場合も考えられます。1日の業務時間の中で住民サービス低下にならないよう、収集体制・物的整備など検討しているところでございます。

次に、第3点目の「9月議会で予算化された御所市栗阪自治会への協力金支払いのもととなる協定書の中身を示されたい」とのご質問ですが、協定書には、施設的位置を現御所市クリーンセンター敷地内に建設する。また、施設は民家より離れた位置に建設する。住民の健康と生活環境を守るため、公害関係諸法令を遵守するとともに公害発生の未然防止に万全を期し、良好な管理運営を行うため、公害防止に関する協定書を策定・締結する。また、協力金1億円を支払うなどであります。

次に、第4点目の「ごみ処理施設建設地は、いつの間にどのような手続きを経て

変更されたのか」とのご質問ですが、当初、本町・御所市の2市町では約100トン規模の施設計画であったことから、御所市クリーンセンター敷地内の空き地に建設を予定しておりましたが、その後五條市が参入し、施設規模が約120トンと大きくなり当初予定地では手狭になったことから、現御所市クリーンセンターを解体し、跡地に新施設建設を行うものであります。

建設地変更につきましては、清掃工場建設検討特別委員会において建設地変更の経緯等を報告させていただいているところであります。

また、今年第1回定例会におきましても、森良子議員からの「建設予定地、地元承認と変更について」の一般質問で「地元自治会から現有施設地との条件である」との答弁をいたしたところであります。

次に、第5点目の「御所市クリーンセンター解体費の負担を本町に求めることはないのか。どこで明確になっているのか」とのご質問ですが、御所市だけではなく、本町・五條市の施設も解体をしなければなりません。費用負担につきましては、現在、事務レベルで検討するとともに首長間で協議を行っているところであります。

次に、第7点目の「建設費が安くなると言いながら、ごみ袋を値上げするのか。燃えないごみと粗大ごみを有料化するのか」とのご質問ですが、平成20年に策定いたしました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画においては、「燃えるごみについても平成18年度に有料化を導入し、一定の減量化の成果を得られたところであり、燃えないごみ、粗大ごみについても発生抑制策を施し、さらなる減量化を行う」としており、今後処理に要する費用の推移や他市町村の価格動向等も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、第3番目「ももたろう号について」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「交通弱者の移動手段の確保でどのような課題を持って取り組み、どのような結果を得られたのか」とのご質問ですが、田原本町地域公共交通活性化協議会において、平成22年9月から来年3月までの期間で、田原本町地域公共交通総合連携計画に基づき、高齢者等の買い物・通院といった日常生活の外出手段、移動手段の確保、また公共交通と連携したまちづくりによる地域活性化の観点からデマンドタクシーの実証運行が行われております。

田原本町地域公共交通総合連携計画に位置づけるデマンドタクシー事業は、住民

アンケート調査をもとに町内各地と田原本駅や町役場等の町の中心部、医療・商業施設等を結ぶ新たなデマンドタクシーを運行するものでございます。

運行実績につきましては、平成23年度は延べ3,180件の利用があり、目的地は田原本駅が最も多く約530件で全体の17%を占め、また公共施設では、ふれあいセンターと老人福祉センターが約220件で全体の7%を占めております。そのほか買い物を目的とした店舗も件数として多い状況となっております。

年代別の利用状況では、特に70歳代以上の利用が全体の約8割であり、時間帯別利用では、9時台をピークに午前中の利用が多い状況となっております。

1日当たりの利用者数は13人でありましたが、本年度上半期では18人と増加しております。

この間の実証運行の取り組みでは、予約時間を利用前日の午後4時までであったものを、利用したい便の3時間前までの予約が可能となったこと、また停留所に国保中央病院や診療所を追加し、利用時間を1時間延長し午後5時までとするなど、利便性の向上に努めたところです。

次に、第2点目「実証運行の結果を受けて、町としては本格運行に移行する意向を持っておられるのか」とのご質問ですが、実証運行の実施主体であります田原本町地域公共交通活性化協議会において、実証運行の結果の検証などを踏まえ、今後のあり方などのご議論をしていただいておりますが、現時点での町の意向として、実証運行終了後におきましては、運行方法等についての協議会の議論も踏まえ、引き続き運行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

教育委員長は先日、きょうから始まりましたね、衆議院選挙の選挙説明会で会場でお会いしました。やっぱり選挙の説明会ということは、公的な場と私は考えますし、私的な場所じゃなくてですね、一般の方と、中にはそういう見方をされる方もおられると思います。特に今回の選挙、本人が立候補する選挙と政党が推薦する選挙と2つの立候補がありまして、教育委員長は政党が推薦する形の手続きをされておられたとお見受けしました。本日、4番目に立候補された自由民主党の方は、昨

日、田原本駅等で「日教組が悪い」と「教育委員会が悪い」というような訴えをされていました。その点では、そういうご主張もされておられる方ですのでね、まあ選挙でそういうこともあろうかと思えますので。その点では、そういう公式な場という場で、やっぱり教育委員長という立場で参加されるのは、私はまずいんじゃないかと思えますが、そのことについて再度ご意見を伺いたいと思えます。

2点目、学校図書館ですね。

学校図書館は、本当に私はもっと活用したらいいと思うんですね。先ほどおっしゃいましたけどもね、例えば学校図書館には、学校図書館基準というのが決められているんですよ。そこにどう書いてあるかといったら、まあそれはいろんなことが書いてあるんですけども、兼任司書教諭というのがありましてね、先ほど田原本町の学校の司書は全員兼任司書なんですね。その兼任司書教諭の担当授業時間は週10時間以内とするというのが学校図書館基準で定められているんですね。その点では、田原本町の運営は全くそれには当たっていない。一般に授業をされて、忙しい中で学校図書館の運営をされているという状況です。その点ではね、もっとやっぱり学校図書館を活用する。例えばお昼休み10分だけなんて大変なわけで、やっぱりお昼休みは全部図書館を使えるという、最低限そのぐらいしないとだめだろうし、放課後は、私がお伺いした中では、田原本中学校は利用できません。田原本小学校も利用できません。東小学校も利用できません。北中学校は30分間、放課後開けているという話をされていました。その点では、放課後であっても最大でも30分なんですね。

本を選ぶということについても、やっぱり時間はかかるわけですね。本を選ぶについて、またそれを読むということ自体、もっと時間がかかるわけですから、その点では本当に教育委員会が学校図書館の重要性を認識されていると言うんだったら、もっと活用されてもいいんじゃないかと思うんですね。

答弁にありましたサマーチャレンジですね、これなんかでも全部の学校でやっているんですか。それでしたらね、やっぱりいいとするんなら全部の学校へ広げようという発想があるべきだと思いますし、調べ学習だけじゃなくて、授業でも利用すると。そのためには、いろんな情報を図書館司書から提供していただいて授業に活用するということが本当に必要じゃないかと思うんですね。

学校図書館については、本当にこの学校図書館を充実するために、どういう取り組みをするのかということをやっぱり考えていただきたい。その点では、私は学校図書館司書の専任の人を、まあこれは非正規でも、正規でもよろしいですけども、やっぱり任命して、図書館の本を整理するということから始めていつていただいたらいいんじゃないかと思うんですよ。そういう人があったら活用が図れると。その点では、専任の図書館司書を雇うということも選択肢に入れて、今後どういうふうに学校図書館を利用されて「効果が上がっている」とあるんですから、すべての学校に広げようと思っておられるのか、そここのところの方向性を答弁お願いしたいと。

3つ目ですけども、ももたろう号ですけども。これね、大変に気になるのは、いつも答弁は「協議会が」「協議会が」という話で、この運行も協議会が、まあ実際には協議会が決めてやっておられるということなんですけども。

でもね、この協議会をつくったのも、タクシー会社がつくってくれと言ったわけでも、近鉄がつくってくれと言ったわけでも、奈良交通がつくってくれと言ったわけでもないんですよ。田原本町がつくりたいから、皆さん集まってきて協議会をつくってくださいとお願いしたんですよ。その田原本町の姿勢がね、全然このももたろう号の運行については響いてこない。

田原本町が田原本町の住民の足を確保すると、そのために何が必要なんだ、どうしたらいいんだということをやっぱりよく考えていただいて、これをやっていただいていると、私は思っているわけですね。その点では、一番いいのは、このももたろう号について、いろんな苦情が田原本町に集まってきて、そしてどうしようかと考える、そういう条件があったらいいんですけどね、苦情なんて町に来てますか。

一生懸命頑張っておられますけども、やっぱり苦情もあるんですよ。例えば、これは10月31日の10時の便ですけども、これは法貴寺にある中和園芸集荷場から小阪医院へ1便行きましたね。その便が帰ってきて八田の集会場前に行って、また駅に行っている。ですからいったん旧町内へ行って、また八田へ行って、また町内の駅前へ来ていると。それからまた中和園芸集荷場へ、またもう1回行ってですね……。あっ、これは一緒ですね、相乗りしておられたのと違いますね。それで殿村医院から富本の神社へ行っている。それからまた戻ってきて、黒田公民館から国保病院に行っているというような動きをされているんですね。大変短い時間で何

回も行ったたり来たりされている。その点では、ちょっと運転が荒っぽいというような意見も来るわけですね。そんなような話が本当に来ているのかなど。

そのやっている方は一生懸命やっておられますので、そこを指摘するわけでもないんですけども、そういう今利用されている方の苦情、もっとこのようになっていいなというような意見が本当に町に来ているのかと。みんな商工会に任せて終わっているのと違うかということをお心配しているわけで、その点では、田原本町として住民の皆さんの足をどう確保するつもりなのかということ、もう1回、その辺のところを位置づけと言いますか、どういう決意をされているのかということをお伺いしたいんです。

最後に、ごみ清掃工場についてお伺いします。

最初建設費で53億8,000万円の国交付金や交付税参入が考えられると答弁がありましたけどもね、9月にもらった資料は59億円だったんですよ。ですから今の答弁の数字と9月の資料は違うんです、数字がね。それと、この収集費用についてもですね、費用はいくらになりますかと試算されて、当然試算されていますよねという話だけど、答弁は試算は全然ないんですよ、「試算しました」じゃなくて「検討してます」としかないんですよ。やはり、いろんなことを住民の皆さんにお知らせするには、それなりのものを持って来ないといけないし、その持ってきた金額が説明するたびに違ってくるというのは、やっぱり間違いですよ。ちょっとおかしいと思うんです。

それと、あと協定については、本当にそれだけの内容ですか。例えば、協定はやっぱり期間があるんでしょう。いつまで田原本町のごみの持ち込みを認めるという具体的な取り決めはあるんでしょう。今、答弁はなかったでしょう。あと具体的に栗阪地区と、こういうことをしてほしいという要望はないんですか。全然今はわからなかったですよ。その点ではね、事前に通告している質問に対する答弁としては、非常に議員を軽くあしらうような答弁をされている。これはちょっと心外です。

それから建設場所についても、私は、どこでどういう手続きを踏まえて決まったかと聞いているだけで、それは住民の要望があったと聞きましたよ。ですからその手続きでちゃんと確認されているのか。しかも、9月に示された工程表では炉の解体の時期もみんな入っているわけです。しかし、その炉の解体費用をどこがもつか、

まだ決まってない。こんな状態でしたら、どれを見ても本当に何で御所市でするんだと、大丈夫かなという住民の皆さんの気持ちに全く応えてない、今の答弁は。その点では、この御所市に建設するというのを住民の皆さんに、やはり町としてもPRしたらいいと思いますよ。そういうことが本当に必要だと。

この載った広報の10月号でも全くわからない。その地方交付税も何も書いてませんしね。その点では、今おっしゃったように、御所市に建設することがこれだけメリットありますよと、そういうことをおっしゃるんなら、もっとわかりやすいものを出すべきだと。もっとわかりやすく説明会をすべきだと私は思いますけども、それをされるかどうか答弁をいただきたい。

特に、最後にちょっと指摘をしておきますが、総務部参事からは「一般廃棄物処理基準計画に基づいて有料化を検討している」とおっしゃいましたけど、今は違うでしょう。この一般廃棄物処理基本計画はなしになってますよ、有効じゃないですよね。何しか町内に清掃工場をつくると書いてあるんだからね。この計画自体が、もうペイドされているんですよ。それであるのは、御所・田原本循環型社会形成推進計画なんですよ。これに基づいて進めているんですから、もうそんな基準にも何にもならないところを持ってきたらいけないわけで。それなら、安く建てれるんだったら、費用の負担は減りますよという話だったらわかりますよ。安く建てるけども上げますよというのは、ちょっとおかしいと思いますので、それもあわせて答弁をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 教育委員長。

○教育委員長（森 章浩君） 議員ご指摘がありましたように、その場でお会いさせていただきました。ただ、あの場は非公開であり、非公表であると私は認識しております。ですから非公表の欄にマルを付けさせていただきますと、名前等は伏せさせていただきますということ、その場で選管にも申し上げております。それがこの場でちょっとオープンになること自身、私はちょっと理解できないと思っております。

それとあと選挙管理委員会に聞かせていただきましたところ、こういう公職の場でありながら行かせていただいているかということでありましたら、「それは政治運動に当たらないので結構です」という返答もいただいておりますので、私は政治

活動には当たらないと認識しております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 教育長、教育法に触れるのか触れないのか、そこをちょっと答えてください。教育長。

○教育長（片倉照彦君） 教育委員会といたしましても、委員長が説明会に出席されたことは聞いております。これは積極的な政治活動はされていないというふうに解釈しております。ただ、今選挙中でございますので、私も含め、委員の方々の行動が誤解を招くということのないように十分に注意してまいりたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（松本宗弘君） それは教育法に触れるのか、触れないのか、それをはっきり言ってください。

○教育長（片倉照彦君） 今の件につきましては、積極的な政治活動に当たらないということで、教育法には触れないというふうに、教育委員会のほうは認識させていただいております。

○議長（松本宗弘君） 教育長。図書館について。

○教育長（片倉照彦君） 図書館につきましては、議員おっしゃるように人的なこと、それから物的な体制を充実を図ることが重要だと思っております。今後もより条件の整備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） まず1点目、ももたろう号につきましては、協議会の設置につきましては、発足当時ももたろう号の実証運行する場合については補助金がついておりましたので、そのため協議会を設置し、そこで協議していただくことになっております。

それと利用者についてのももたろう号は、お年寄りの交通機関をより一層利用しやすいように、ももたろう号を続けていただけるように今後改善していきたいと思っております。その改善といたしましては、先ほど議員さん述べられましたように、いろんな意見、苦情等も話が出ましたけれども、11月に事業者、登録者、約1,000余りの人にアンケートを依頼し、現在40%来ている状態でございます。それを

また分析しながら協議会にかけさせてもらって、今後のよりよいもたらそう号にしていくように努力したいと思っております。

次に、清掃工場の協定書の中身についてでございますが、一部を抜粋したものでございます。詳しい中身については特別委員会などでも提示したいと思っております。

また、建設場所については、1市1町から2市1町になったときに建設場所が今の清掃工場、現施設を取り壊すとなったものでございます。

解体費用につきましては、先ほど述べましたように、今現在3市町で負担割合をどうするかということ協議しております。

また、償却年数については、地元と20年を相談というか、協定書の中でうたっております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 説明会をするのか、しないのか、それだけ。総務部参事。

○総務部参事（上田 繁君） 住民に対する説明なんですけども、毎年自治連合会、今年の1月にもありました自治連合会で清掃工場の経緯等についても説明させていただきました。来年早々でも1月、また自治連合会の総会がございませう。そこでも、また経緯についても今後どうしていくかということについては説明させていただきたいと思っております。

○議長（松本宗弘君） 9月議会と12月議会の数字抜けていることを聞きますか、時間あれですし。（「ああ、いいですよ、いいですよ」と吉田議員呼ぶ）

構わないですか。（「ええ」と吉田議員呼ぶ）

9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 町長にお伺いしますわ。今、私が指摘しましたように、議会ごとに数字が異なる。建設予定地もいろいろ聞いてますけども、どういう手順でどこで決められたかも公表されない、言えないということだと思いますね。あと解体費用についても、計画されているんですけども、どこが負担するかもわかっていない。こんな状態だったら、住民に対して説明しないのは当たり前だと思います。ですから説明されないんだと私は思っているんですね。それではちょっとね、住民の皆さんにとっては大変心配なわけですね。

そこで、自治連合会で説明するとおっしゃって、もし例えば、今私が聞いたようなことを自治連合会の中で質問されたら答えられないでしょう。それはやっぱりね、だめだと思うんですよ。その点では、本当に住民に説明できるものをちゃんと田原本町として持ってないといけないわけで。当然これから4年ほど、3年かな、ぐらい、もう議論してると思いますよね。その中でやっぱりいろんなシミュレーションしておられると思いますけども、その点では、ちゃんと住民の皆さんに説明できるものを町がつくらないといけないと。それと、自治連合会で説明するんだったら質問を受けつけないといけないと。当たり前ですよ。言われるだけで、「ああ、そうですか」「わかりました」とは、なりませんね。「そうですか」で終わるわけですから。説明というのは相手が理解して、初めて説明したことになるんですから。

最後に聞きたいのは、そういう実情でありながら、自治連合会で説明しますと、その中では質問したらいけませんとなってますから、質問できるようにするのか、それとともに、もっと多くの皆さんにわかりやすいように説明をするのか、そのつもりはないのか、そこをちょっと聞かせてください。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） いくつかお聞きいただいたと思うんですけども、金額について大筋では変わっていないはずですが。ただ詳細の何と言うか、億単位については、そんなに変わっていないはずなんです。何千万単位についてはいくらかは変わっているかというふうに思っておりますが……。 （「億ですよ、59億円が53億円になっているんだったら、億ですよ」と吉田議員呼ぶ）

いや、だからそれは下がってるだけじゃないですか。だから前にも言いましたように、准連であるから、要するに今までの16時間燃焼のよりも安くできるということで下がっていると、これはご説明申し上げたというふうに思っております。

それから候補地が変わったということにつきましては、これは3自治体でやるということで、物理的に上のほうに、広いところに持って行かなきゃならないということで、これはご説明をさせていただいたと思います。 （「いやいや、それだっただらどこで、どの議会で決まったんですか」と吉田議員呼ぶ）

それから自治連合会のところで説明はさせていただいておりますし、この前も連合会の役員さんお集まりいただいて、私、わざわざ行かせていただきまして、質問

等々とも受けさせていただいて、その中で議論はさせていただいております。

いろいろとシミュレーションはしております。今後、自治連合会の皆様方とはご相談申し上げて、どのような説明申し上げたらいいのかということで、この前の役員会で実際に行って質問も受けてやっておりますので、それにつきましては、またご報告申し上げさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、森井議員。

（1番 森井基容君 登壇）

○1番（森井基容君） 議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

まず、防災対策についていくつかの質問をさせていただきます。

田原本町地域防災計画において、第1章「災害に強いひとづくり」には、防災知識の普及や自主防災体制の整備について定められていますが、町民の意識向上や自主防災体制の整備は、いつ起こるかわからない災害の被害を最小限に抑えるためにも、そのことは急務であると考えます。また、実質的な意味でもリーダーを育て自主防災組織の充実を図ることも重要なことでもあります。

そこでお聞きしたいのですが、災害に強いひとづくりのために、普及啓発活動を具体的にどのような取り組みを実施されているのかお聞かせください。また、自主防災組織の充実を図るために研修等は実施されているのでしょうか。特に自前の研修会等は実施されているのでしょうか。ないとすれば実施予定はございますでしょうか。自主防災組織の現状の登録数と組織率とともにお答えをいただきたいと思います。

次に、実際に災害が発生してしまったときのことを考えてみますと、町役場の対応のみで済む場合はよいのですが、甚大な被害が出るようなものであった場合には、自治会や自主防災組織等の協力だけでは足りず、町内のさまざまな企業や商店等の協力がなければ前を向いて進んでいけないものだろうと思います。また近隣の市町村とも相互協力は不可欠であろうと考えております。

そこでお伺いいたします。町内の企業や商店、事業所等との災害協定は現在のところ何件程度ありますか。また近隣の市町村を始め公的な機関との協定は何件程度ありますか。そして、今後そのような協定を結んでいく予定はどの程度ありますか。

お教えてください。

田原本町地域防災計画には、災害時要援護者名簿の作成について、「町は、自治会、自主防災組織、民生児童委員、町社会福祉協議会等と協働し、災害時要援護者を把握し名簿を作成する。」とあります。

また、災害時要援護者名簿等情報の情報共有については、「町は、災害時要援護者名簿等情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律や田原本町個人情報保護条例等に留意し、関係機関との情報共有を図る。また、災害時要援護者には保健師等又は相談員等を派遣し、日常的な安否確認に努め、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。」とあります。

これについてお伺いいたします。災害時要援護者名簿の作成の進捗状況についてお教えてください。また、これらの名簿については、完成したときには関係の団体には閲覧可能となるのか、関係の自治会や民生児童委員の方に配布されることになるのかも教えてください。

これとも関連するわけですが、先に上がってきた自治会、自主防災組織、民生児童委員、町社会福祉協議会は担当エリアをそれぞれ異にするケースがあるかと思えます。また、先の組織とは別に町内でボランティア活動として見守り活動を長らく続けておられる方々や、地域支援員の方々など、多様な関係者がおられることも事実としてあります。従来型の組織が住み分けして、それぞれの分野で活躍していただくことは重要なことではあるわけですが、さらにそれが連携して有機的に結合すれば、よりすばらしい組織になっていくかと思えます。さらに進めて多様な組織や関係者をコーディネートし共存できるように、そして有機的に結合して一つの力とすることが、災害にも強く、より強いまちづくりにつながるものかと思えます。

防災のように多岐にわたる場合、特にそう感じるわけであります。この有機的結合を成功させるためには、どのようなことが必要だとお考えでしょうか。お答えください。

先のように、担当の部の仕事の中で窓口の部が複数にわたる場合、それをコーディネートする役割は所管の部長と考えればよろしいのでしょうか。このことについてもお教えいただきたいと思えます。

最後の質問になります。

先日、田原本町人権教育推進協議会の地区別懇談会に出席する機会がございました。「ちがいのちがい」をテーマに「ちがいのちがい」のワークシートに自分の答えと考えを記入して、グループ内で意見交換をし、それぞれの設問について、自分と同じ考え方の方や、「こんな考え方もあるのだ」と新たな認識を持ったりして、さまざまな考え方が世の中にあり、それを踏まえて、さまざまな方と接し人間関係を築いていかなければならないと再認識した会合でもありました。

さて、その「ちがいのちがい」の設問中に「韓国や北朝鮮では食器を食卓に置いたまま箸やスプーンで食事をするが、日本では食器を手に持って食事をする」というものがありました。文化や食習慣の違いであるので、「ちがい」があって当然とする意見がほとんどでありました。

茶碗等、日本の食器には「高台」という突起があり、熱いものも熱く感じさせない構造になっており、そのことが私たちの作法でもある食器を持って食事をするのが定着し、食の作法を形成してきたことは間違いないというふうに考えています。

ただ、最近見た子どもたちの食事風景を思い出してみると、例外的かもしれませんが、茶碗は確かに持って食べているのですが、持ち方が変であったり、何となく箸の持ち方が変であったりしたことに違和感を持ったことが何回かございます。そして、この食器を持って食事をする、箸を使って食事をする等の日本の伝統であり習慣でもある食事の作法について、学校教育ではどのように指導されているのかと考えるに至った次第であります。

文部科学省の「食に関する指導の手引き」の第4章「学校給食を生きた教材として活用した食育の推進」の中に、学校給食法に規定された学校給食の目標の①に「日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと」と記載されております。

各小学校において、本町では週3回ご飯の給食が実施されています。そして給食の食器にも変形されているとはいえ、昔の給食用食器とは違って高台らしきものもついております。

そこでお聞きいたします。本町では日本の伝統的な食事の作法についてどのように指導されていますか。

私の目撃したような子どもたちが増え続けていけば、私たちの常識でもあり、歴

史的に培われてきた伝統や習慣がなくなってしまうようであります。大げさに言えば「作法の絶滅危惧種化」とでも表現できそうであります。

このような作法は、本来、親や家の方が教えるべきことなのだと思いますが、それも崩れかけているからこそ、学校に任されたことが多くなり過ぎてもあります。伝統や文化を守ろうとすれば、学校がその砦とならなければならないのも、また現状であろうかと思えます。子どもたちのみでなく保護者の方々の世代に対しても、このようなことに対する啓蒙や啓発は必要であろうと思えます。この点についての取り組みについてもお教えいただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせていただきます。再質問は自席でいたします。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

（総務部長 松田 明君 登壇）

○総務部長（松田 明君） それでは1番、森井議員の第1番目「防災対策に関連して」のご質問にお答えいたします。

第1点目の「災害に強いひとづくりのための普及啓発活動と自主防災組織の研修について」のご質問ですが、現在、奈良県が開催する「奈良県自主防犯・防災リーダー研修」の受講案内を全自治会長に配布し、受講申込者を取りまとめ、県に申請し、受講していただいております。

また、自前の研修といたしまして、本年度は災害時要援護者の方を主な対象者とした「磯城郡防災講話」の開催を予定しております。

なお、自主防災組織は本年11月26日現在で54団体・54%となり、前年度と比較いたしますと11%の増となっております。

次に、第2点目の「事業所や近隣市町村等との協定」についてのご質問ですが、現在14団体と締結、1団体と調印予定、2団体と協議中でございます。

また、近隣市町村や公的機関との協定につきましては、「奈良県消防防災ヘリコプター支援」「奈良県消防広域相互応援」「奈良県水道災害相互応援」などと協定の締結を行っていますが、さらに検討を重ね、必要とする団体につきましては、今後も積極的に協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

次に、第3点目の「災害時要援護者名簿」についてのご質問ですが、支援対象者のうち要介護者・心身障がい者の方に郵送等により登録勧奨を行い、本年度、登録申請者情報を地図情報と連動した「要援護者管理システム」に入力したところでございます。

なお、本年9月に町広報により勧奨を促すとともに、民生児童委員さんに担当地区の要援護者名簿の情報提供をさせていただき、援護が必要な未登録の方への勧奨をお願いいたしましたところでございます。

これによりまして、本年度中にはほぼ網羅した災害時要援護者名簿となる予定でございます。ちなみに本年11月末現在の登録者数は590人でございます。

なお、この災害時要援護者名簿の活用につきましては、各自治会長に配付させていただくことにより、地域として支援対象者の援護のあり方などについて考えるきっかけとなり、また、近隣住民の連帯強化につながり、それらがもととなって、防災組織の未設立自治会が自主防災組織を設立することなどにつながるように発展させたいと考えております。

次に、第4点目の「諸組織、諸団体の有機的結合」についてのご質問ですが、災害発生時にボランティア団体など多くの活動団体が支援に来ていただくことが想定されることから、災害対策本部に社会福祉法人田原本町社会福祉協議会と協定に基づく田原本町災害ボランティアセンターを設置し対処してまいりたいと考えております。

また、役場の仕事の窓口が複数の部に属する場合は、それぞれの担当部局と協議し調整を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 教育部長。

（教育部長 福井良昌君 登壇）

○教育部長（福井良昌君） 第2番目「食育における伝統的作法の指導について」及

び「保護者向けの啓蒙・啓発活動について」のご質問にお答えいたします。

食育の一環として、茶碗の持ち方、箸の使い方も含めまして、望ましい食習慣の形成というものは、本来は家庭が中心となって担うべきものでございますが、小学校低学年では、うまく茶碗を持てない、箸を使えない児童も見受けられます。成長期にある児童にとりまして健全な食生活というものは、健康な心身を育むために欠かせないものでございます。

特に小学校の低学年におきましては、学校給食を生きた教材として活用しながら、茶碗の持ち方や箸の使い方を始め、食前・食後のあいさつであるとか、食器の並べ方などの作法や食べ物に対する感謝の気持ちなどを指導しております。

今後とも家庭や地域とも連携して、食育における伝統的作法についても一層推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） ご答弁ありがとうございました。

まず、防災の関連で磯城郡防災講話が実施されるとのことですが、日程についてだけでも、また教えていただければというのが1点ですが、本町自前のリーダー育成の一つとして、今現実には県のああいう研修の案内を自治会長さんに送られているということは理解しているわけですが、自前でリーダー養成と言うんですかね、そういうふうなことの取り組みをするほうが、より災害に強いまちになるのかなというふうに思うんですが、私が先般ちょっと研修に行ったときに参加させてもらったやつなんですけど、ゲーム型の教材で「クロスロード」というふうな教材がございまして。それを用いて研修を実施できれば、より多くの方が危機の際の対応に生きてくるのではないかという意味で、これを通じた研修を提案させていただきたいと思っております。

この「クロスロード」といわれるものは、阪神・淡路大震災のときに、神戸市の職員の方がその対応とかに苦慮されて、その体験談をもとに、そういう場合にどう対応するかということを設定形式にしてあって、それぞれの参加者が防災などにおける悩ましい事例をイエスカノーでとにかく答えていくと。それでイエスに答えたものと、ノーに答えたものそれぞれですが、一人ひとりが意見交換をすると。なぜ

その答えがイエスだったか。こう考えたからだ。非常に悩ましい設問が多いわけ
であります。

1点ちょっと時間はあれなんですけども、読み上げさせてもらおうと、「あなたは
要援護者の近所の人である」「河川増水により地区に避難勧告が出た」『2階建て
にて1人で住む本人は「面倒だし、このくらいの雨はいつものこと」と言っている』
「避難所で多くの人と、うまくやっていけるかも心配だ」「そのうち夜になってし
まいました」「一緒に避難する？」イエスかノーかで答えると。

その際にどう判断するか、イエスもノーもどちらもありだと思います。ここでは
正解は全く求められていないわけであります。その判断をした理由をそれぞれが考
えることによって、とっさのときにも、平常時にそういう勉強をすることによって
生きてくると。

私もこれに参加させてもらって非常に勉強になりました。いろんな方が、いろんな
答え、考え方をされると。そういう場合に「この方はどう考えているんだろう？」
ということにも配慮が及ぶようになるのかなと思いますので、講師の方を招くもよ
し、この教材を手に入れ、自前でいろいろと研修するもよしなんですけど、そうい
うふうなものを採用して行って、自前の講習会をやるのかなということで、この提案
についてどうお考えかをお聞かせいただければというふうに思います。

次に、企業団体等との協定ですが、現在協議中、もしくは、もうじき協定を結ぶ
んだと。一覧表もコピーでいただいたりしたわけですが、いろんな目的があります
よね。当然、物資の供給もあれば、避難所の施設に使うという協定も結んでいただ
いているわけです。ただ、今後もよりそれを強めていく方向と言うんですかね、増
やす努力を当然して行っていただきたい。

ある地域へ行くとホームセンターと言うんですかね、そこにある自動販売機には
「災害時にこれは開放されます」というメモをしてあるような自販機が置いてある、
そういうふうなのがあるんですね。

ところが本町の同じメーカーの自販機を見ても、それは書いていません。隣り合
ったところにある同じメーカーのものを見ても、区域の違いで、そちらにはそんな
ことは書いてないんですね。一方にだけ、被害があったときに飲料水を提供します
と、こう書いてあるわけですね。だれが開けるのかとか、そこまではよう調べてな

いんですが、それは企業がやっぱり協力していただいたと。町の努力と、この自販機を設置される場合、それで非常に積極的に、まあデザインなり何かは特注をされたようですけどもね、それによって、そういう供給をすると言うんですか、そういう提携を結べたんだと。だから隣り合ってもないんだというふうなことで聞かせていただきました。

本町でも積極的にそういうものを増やせるように、手間はかかりますけども、ご努力いただきたいと思うんですが、その点に関してコメントをいただければありがたいと思います。

さらに災害時要援護者名簿に関連してですが、自治会長へ配付だということなんですが、今、民生児童委員さんなりにも協力いただいて、これが完成していくんだと思うんですが、協力いただいたその民生児童委員さんへの配付は、余り配付しすぎても個人情報のことがありますので、難しいだろうとは思いますが、その辺は民生児童委員さんに対してはどうなんだろう、自主防災組織の、それが自治会長さんと兼ねておられれば、それは問題ないと思うんですけど、そのところについては、いかが対応されるのか教えていただければなというふうに思います。

最後に、防災の件で、有機的結合のことで、災害発生時のことで部長にお答えいただいたわけですけども、災害が発生する前の平常時についてですが、計画を策定するとき、この分厚い地域防災計画を見ておりましたが、これは総務部の係のものだな、これは住民福祉部の係のものだなと、2つの部にまたがるようなものがあります。「協議して進める」というわけですが、どちらがリーダーシップをとるのかなとか、その辺がよくわからない部分があって、そのコーディネートについてどう考えられるのかも、ちょっとご説明いただければありがたいなというふうに思っております。

それから食育の件に関してですが、家庭や地域との連携について取り組んでいくと、こういうことなんです、実際に啓蒙なり啓発ということでは、どのように現実動いているのかということについてお答えいただきたいなというふうに思います。

もう1点、これは教育長にお聞きするのがいいんだろうと思うんですけども、道徳教育、食育の面で日本的な作法なりのことを取り上げさせていただいたわけです

が、道徳教育等においても、いわゆる我々の伝統的ないろんな価値観なり、そういうような項目も挙げられております。実際にそのような教育について、どのような取り組みを実施していただいているのかというのか、取り組んでいただいているのか、その点について教育長にお答えいただきたいと思ひます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） お答えいたします。

給食のマナーについてご質問をいただいておりますけれども、具体的には、保護者等につきましては、新入生、1年生になりますけれども、給食参観ということも実施いたしております。そのあと保護者の方と懇談する機会がございますので、そのときに指導させていただいたり、具体的なマナーの方法については、絵で表した給食だよりですね、年に数回は各学校で発刊しておりますけれども、特に和食の基本マナーという形で給食だよりのほうで発刊しております。そういうような具体的な取り組みを紹介させていただきたいと思ひます。

それから道徳教育につきましては、議員冒頭お述べになりましたように、いわゆる日本の伝統文化を尊重するというこゝで、いわゆる道徳の時間を中心に道徳教育を今推進をしておりますけれども、年間およそ35時間の中、重点項目として日本の伝統文化を愛するというふうなこゝで、町の指導方針の中にも道徳教育の充実というふうなものを掲げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

まず1つ目でございますけれども、町でリーダーを養成するかということでございますけれども、このことにつきましては、確かに町でリーダーを養成しなければならないと、こう考えております。今年8月に防災訓練を行った際に、今年から1つ取り入れましたのがうまく、集まってきておられる方について、その防災に關しての、ちょっと体育館のほうで説明をし、こういうことであるということの説明させていただいたのが1つの点でございます。今後も確かに町としては考えていきたいなと考えております。

次に、2点目のクロスロードのお話をしていただいたわけですが、この件につきましても、私としては確かにいいことかなと思いますので、今後勉強して取り入れていけたらやっていきたいなど、協議していきたいと考えております。

次に、3点目ですが、各種団体の協定につきましては、確かに今14しかございませんけれども、できる限り防災に関しての協定を結んでいきたいと考えております。

そして自販機のオープンですが、確かに都会へ行きますと、災害時になれば、自販機が全部無料で出てくるようなシステムと聞いておりますけれども、この分につきましては、業者とも一応相談させていただきたいと考えておりますので、この分については、ちょっと即答はできませんけれども、私なりに勉強させていただきたいと考えております。

そして要援護者名簿ですが、これは確かに民生児童委員さんにも協力を求めまして、今年名簿を作成いたしまして各自治会長さんに配付を予定しております。なぜかと言いますと、自主防災組織をさせていただいている団体はいいんですけれども、自主防災組織をしていない自治会については、確かにこういう方がおられますよという、一つの把握していただくという意味でお渡しする予定をしておりますけれども、ご苦労かけました民生児童委員さんにつきましては、個人情報、いろんな形がございますけれども、ちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

そして有機的結合でございます。確かに、私、災害を受けたときには各部局という話をさせていただきましたけれども、その前に、私、一応防災を担当しておりますのは総務部でございますので、私、総務部長が窓口になって今後対処していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 1番、森井議員。

○1番（森井基容君） どうもありがとうございました。

ちょっと防災関連で、もう少しだけお願いしたいんですが、先ほどの名簿作成に当たって民生児童委員さんにご活躍いただいているんですが、民生児童委員さんの

担当エリアと自治会の担当エリアが違うんですね。その点で、こう悩んでくれておられる委員さんも結構おられると。大体自治会の3分の2程度の民生児童委員さんであって、いくつも兼ねておられる場合と、自治会と合致しているケースがあると。そういったときに、知らない自治会長さんのところへ聞きに行かないといけないということで悩んでくれておられるとか、いろいろご苦労いただいているんですね。個人情報のあるし、取り扱いにも注意しないとイケないといって、いろいろご苦労されている話を聞いたりしたものですから、名簿を配れという話ではなしにですね、その辺をうまく取りまとめないと、民生児童委員さんは住民福祉の管轄になると、自治会長は総務の管轄になると。そうすると、それぞれに任せておいて「連携してくださいよ」という話では、なかなかいかないので、この「コーディネート」というふうなことに私は発想したわけです。そこのところ、担当エリアも違いながら、より一つの力になって、名簿もよいものができ、いざというときに生きていけば一番いいと思うものですから、その辺も含んで今後ご検討いただけるかどうかについて、もう一度再度答弁いただきたいということと、協定を結ぶなり何なりも先ほど努力していくというお話でしたので期待しております。

今の件に関連して、コーディネートの方でですね、もう少し細かくと言ったら語弊があるかもしれませんが、配慮して取り組んでいくということでご答弁いただけたらありがたいです。

よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） はい、お答えいたします。

確かに地域にまたがって民生児童委員さんが少ないと、確かにおっしゃることはよくわかります。これにつきましては、もちろん住民福祉部と総務部となりますので、十分検討していい方向にしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、1番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり一般

質問をさせていただきます。

1 項目めといたしまして、「小型家電リサイクル法」の成立を受けて、レアメタル等の回収・リサイクルの取り組みについてをお尋ねいたします。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、貴金属、レアメタル（希少金属）などの回収を進める小型家電リサイクル法（使用済み小型電子機器等再資源化促進法）が本年（2012年）8月に成立し、来年（2013年）4月に施行となります。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は多くを輸入に依存し、その大半は一般廃棄物として市町村による処分が行われています。同法により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。新制度では自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携をして、地域の実情に合わせた形でリサイクルを推進することがねらいとなっています。

法律の目的は、1、資源確保として鉱物資源であるレアメタルなどの確保、2、有害物質管理として鉛などの有害物質の環境リスク管理、3、廃棄物減量化として最終処分場への埋め立ての減量化の3つの視点を踏まえた循環型社会形成の推進を目的としています。

対象品目として、電子レンジ、炊飯器、ポット、食器洗い乾燥機、調理器、掃除機、電気ストーブなどの電気機械器具、電話機、ファックス、携帯電話などの通信機械器具、ラジオ、ビデオ、カメラ、チューナー、CD・MDプレーヤー、車載テレビ、E T Cなどの電子機械器具、P C、モニター、プリンターなどの電子計算機、マッサージ機器、電気治療器、吸引器、補聴器、電子体温計、電子血圧器などの医療機器、電球、電気照明、時計、ゲーム機、電卓、楽器、電子玩具、電動工具、その他付属品などが推奨されています。この対象品目は各自治体によって自由に選択可能だとも聞いております。

モデル事業で行われた回収方法の事例としては、回収ボックスをさまざまな地点に常設をし、排出者が使用済み小型家電を直接投入するボックス方式、従来の一般廃棄物の分別区分に沿って回収し、回収した一般廃棄物から使用済み小型家電を選別するピックアップ回収方式、ステーションごとに定期的に行っている資源回収に

あわせて使用済み小型家電回収コンテナ等を設置し、使用済み小型家電を回収するステーション方式以外にも集団回収、イベント回収方式等もあります。制度を導入した場合、市町村の特性に合わせた回収方法を選択することになります。

環境省では、平成24年度事業として「小型電子機器等リサイクル社会実証事業」（10月公募）を実施していますが、平成25年度についても新制度に参加した市町村に対して円滑に実施できるようにボックスやコンテナを購入した際の初期費用の援助、またランニングコストにつきましては、地方交付税に算入するなどの財政支援措置を予定していると伺っております。

制度導入は市町村の任意ではありますが、法律の目的であります資源確保、有害物質管理、廃棄物減量化のためにも取り組んでいただきたく存じます。担当課のお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、30歳以上の女性に対して子宮がん検診時に「細胞診検査と同時にHPV併用検診」の導入についてお尋ねをいたします。

本年5月より厚生労働省が従来の細胞診検査と同時にHPV検査もあわせて行うことの検討を始め、9月には30代の女性に対してHPV検査を実施する概算要求を提出しました。早ければ来年春から国の予算が認められる可能性があります。以前にも質問させていただきました。

近年、20代から30代の女性に増えている子宮頸がんは発見が遅れば命や子宮を失うこととなります。妊娠時に発見となると、出産をあきらめることにもなりかねません。子宮頸がんの原因が高リスク型ヒトパピローマウイルス（HPV）の持続感染であることが発見されたことから、子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）が開発され、子宮頸がんは予防できる時代に入りました。子宮頸がんの予防のために大切なのが「検診」と「ワクチン」、子宮頸がん検診無料クーポンにより検診受診率は向上しましたが、先進諸外国の水準に比べると今後も継続をして受診率の向上を図っていかねばなりません。

また、中学1年生から高校1年生の子宮頸がん予防ワクチンの公費助成が実現し、本町においてもほぼ50%の受診率と伺っています。20代の女性の場合はHPV-DNA検査が擬陽性となる確率が高いことから、併用検診者は30歳以上が適切だと専門家の方々が判断されたようです。

島根県が平成19年にモデル検診を実施、結果受診者数は前年比の1.5倍に向上し、若年受診者増に伴い、CIN2以上の病変発見率も2.2倍に増加、さらには95%を占めた両検査陰性者は次回検診までの間隔を3年に延長することが可能になり、行政の検診補助率は30%減少、CIN1例を発見するための費用は45%削減できたとの報告も伺いました。平成24年現在、併用検診は島根県全域で実施されていますが、上皮内がんが1.5倍に増加し70%を占め、浸潤がんはわずかながら減しているとあります。他のがんと異なり、子宮頸がんの発生は一定で、HPVの持続感染者から発生することがわかっているために、未受診をなくし、持続感染者の絞り込み検診を行えば、浸潤がんをなくすことは可能であり、将来が予測できる併用検診の導入は女性に安心感を与え、両検査とも陰性であれば3年から5年はがんにならない、CIN2、CIN3以内で発見できれば円錐切除で完治するとの報告も聞きました。（日本産婦人科医会からの報告からの抜粋及び参考）。

本町においても、ぜひとも平成25年度より30歳以上の女性に子宮頸がん検診時に細胞診検査と同時にHPV併用検診の導入をお願いしていただきたく存じます。担当課のお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。場合によりましては自席にて再度質問をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

（産業建設部長 高村吉彦君 登壇）

○産業建設部長（高村吉彦君） 11番、松本美也子議員の第1番目「レアメタル等の回収、リサイクルの取り組みについて（小型家電リサイクル法の成立をうけて）」のご質問にお答えをいたします。

資源の少ない我が国では、各国より輸入に依存しているのが現状であり、特にレアメタル（希少金属）の産地に関する特徴として、ほとんどのレアメタルが産出量上位の3カ国で50%～90%の埋蔵量を占めています。

そこで、ごみとして大量に廃棄されるもの、また一般家庭内において不用にもかかわらず処分されていない電化製品の中には有用な資源（レアメタルなど）が数多く存在しています。

そこから資源を再生し、かつ有効活用しようというリサイクルの一環である小型

家電リサイクル法は、再資源化を促進するため平成24年3月9日に閣議決定され、同年8月3日に制定されました。1年以内に施行するようになっており、議員お述べのように平成25年4月1日に施行されると伺っているところです。国が示している小型電気電子機器リサイクル制度の対象品は、本町の分別区分では燃えないごみと粗大ごみの一部が該当いたします。

現在、燃えないごみの処理は手選別を行い、選別後、燃えるごみは焼却処理、陶磁器くず等は最終処分場で埋め立て処分を行っております。粗大ごみ処理は小型家電製品の金属製品を衝撃破砕機で選別しやすいように細かく破砕し、破砕処理した後、磁力選別機、回転式選別機、アルミ選別機で鉄とアルミを回収し、資源化しております。

今後さらなる減量化を目指し、小型家電リサイクルへの取り組みについて国の制度に基づく認定事業者等の引取体制や他市町村の動向を見ながら収集方法や分別方法など、対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、再資源化を図るには、収集、破砕、分別等に時間と費用がさらに要することから、受益者負担の観点からも有料化を検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 平井洋一君 登壇）

○住民福祉部長（平井洋一君） 第2番目「30歳以上の女性に対して子宮頸がん検診時に細胞核検査と同時にHPV併用検査の導入について」のご質問にお答えします。

子宮頸がんの最大の特徴は、議員お述べのように予防可能ながんであります。本町でも子宮頸がんの予防といたしまして、子宮がん検診の助成事業に加え、20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方を対象として、平成21年度から子宮頸がんの無料クーポン事業を実施しているところです。

これにつきましては、子宮頸がんになる前の細胞の異変が発見可能であり、定期的な子宮頸がん検診により病変を発見、治療することにより、がんの発症を防ぐことができます。

HPV検査につきましては、日本産婦人科学会でも細胞診とHPV検査併用によ

る子宮頸がん検診は有効とされ、細胞の異変を含め子宮頸がんの発見率を上げることが可能な、より精度の高い検診とされています。現在その導入につきましては、国で検討中と聞いておりますが、詳細につきましては情報がございません。

町といたしましても、国でHPV併用による子宮頸がん検診の有効性と国庫補助対象の決定がなされたときは、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） はい、ありがとうございます。

2番目に関しては前向きに、実施に向けて国の動向次第で検討していただいているというお返事をいただいています。また、平成22年第3回定例会におきましても併用検診の質問をさせていただいたときに、担当部長が答えられているのが「はっきりした効果が示されれば、本町では導入してまいりたいと考えております」とのご答弁をいただいていますので、このHPV検査の併用によって前がん病変の見逃しを限りなくゼロに近づけることができるとありますので、ぜひとも導入をしていただきたく思いますので、よろしくお願いします。この件についてはご答弁は結構です。

1番のレアメタルの回収、リサイクルの取り組みについてでございますが、ご答弁の中に、これも「国の制度に基づく認定事業者等の引取体制や他市町村の動向を見ながら、収集方法や分別方法など、対応を検討してまいりたいと考えております」というので、前向きに考えていただくと期待をしております。

ただ、その最後の答弁の中に「再資源化を図るためには、収集、粉碎、分別等に時間と費用がさらに要することから受益者負担の観点からも有料化を検討してまいりたいと考えております」とあります。

この小型家電の回収に関しては、収集は市町村で収集をして、あと認定を受けた業者に引き取っていただいているということになっております。その市町村で、そういうことができればなんですけども、市町村の状況によっては、そういうことも可能って書いてくださってます。今でも燃えないごみは回収していただいていますよね。費用はそんなに収集するのにコストがかかるとは思われませんし、朝のほかの議員からの質問のところにも、この大型ごみと、それから燃えないごみの有料化の話も

ありましたが、やっぱり今広域でごみの清掃工場の問題、またそれに伴ういろんなものを今検討、いろいろと計画をしていただいていると思います。それで、今すぐにこの有料化を検討するというのは拙速じゃないかなと思います。

いろいろ試算をしていただいて、十分にお考えをいただいた上で試算をして、その上でどうしても住民さんに負担をしていただかないといけないのであれば検討していただければと思いますが、その辺はどういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） お答えをいたします。

ごみの減量化につきましては、全体計画といたしまして、平成20年に策定いたしました一般廃棄物ごみ処理基本計画におきまして、燃えるごみについても、平成8年に有料化を導入しているところでございます。

これにつきまして、今後燃えないごみ、粗大ごみにつきましても、これを拡大してまいりまして有料化等も考えていきたいということで考えております。それにつきまして、今現在その検討を進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） すみません、どの程度まで検討、いつから検討を始められて、今どういうふうに検討がどこまでいっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 平成24年から検討に入りまして、今、各市町村の動向ないし、そういうのを見させていただきまして検討を進めておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（報第12号より議第52号までの16議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました報第12号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告より、議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてまでの16議案について、去る3日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなか今回の提案は大変難しいものがたくさんありまして、わかりにくいですので、質問のほうは、それは違うよというものがあるかわかりませんし、その辺も含めて答弁をお願いします。

まず、議第38号、平成24年度田原本町一般会計補正予算（第6号）であります。

議第38号の8ページ、ここに防犯灯設置補助金というのが200万円増額と書いてあります。これについて、私の想像するところはLEDの電球に防犯灯を替えていくと、そういう申請がかなり来てるんじゃないかなと。それを受けて、今回町のほうが積極的に増額して応えていこうとされているのかなという思いで見えます。数字だけしか見てませんので、これが合ってるかどうかわかりませんが、その点で、そういうことだという思いでお伺いするのは、今各自治会のほうから上がってる防犯灯の改修、LED等に変更への改修の件数と総額ですね。

それと、この交換が田原本町のほうは1年で全部しないでくれと、何年かの期間で段階的にしてくれというような指導をされてるようですので、その点では、この事業は平成24年度、平成25年度、平成26年度と、やはり少し大きな金額で推移するんじゃないかなと。まだこれから新たにそういう計画をされる自治会もあるかと思しますので、まあ予測はされてるかどうかわかりませんが、まず今届いてるLED化の件数と金額と、どれぐらいの自治会からどのぐらいのものが出てるのかというのを説明してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。

200万円につきましては、平成24年10月31日現在で補助金を執行したのが348万8,000円でございます。予算が350万円しか見ておりません。

内容といたしましては、LED交換94基されました。新規で18基、合計112基されております。そして蛍光灯の交換につきましては、35基、新規が8基でございます。移設が2基でございます。合計45基。総合計いたしますと157基が現在10月31日まで執行しております。

それにつきまして今度、今回の補正につきましては、今現在自治会長のほうにちょっと私のほうで待ってもらっている状態、それで申請をいただいている状態でございますけども、新しく建てられる分については4基申請をさせていただいております。そして既設の蛍光灯ないし、もしくはLEDの申請をされてるのは59基で、合計63基でございます。これが一応今回補正予算に上げさせていただいてます件数でございます。合計といたしましては、約200万円が相当分になると考えておりますので、今回そういう形で補正をさせていただいてます。

そして、LEDがどんどん進んでおりますので、平成24年度の当初350万円でしたけども、200万円組みまして550万円ほどの予算が必要となっております。平成25年度につきましても、LEDに交換されるものと予想されますので、予算計上につきましては、同額程度ぐらいはみておきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そういう200万円を何に使うかというのは、それでよろしいんですけども、私が聞いているのはそれじゃなくてですね、自治会から交換したいという要請があった場合、全部一遍にできませんから何年かに分けてやってくれないかという指導されていますでしょう。それを入れたら全部でどれぐらいの申請が来てるのかというのを教えてほしいんです。

それと今おっしゃったように63基ですか、この200万円は。これを見たら、皆それで自治会からの要請については応えられるということなんですか。そこを知りたいんですよ。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 今、自治会さんに待ってもらっている、今議員がおっしゃっている63基がすべてでございます。それ以降について、私はないと聞いております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと私の勘違いかもしれませんが。田原本町は例えば200基を替えたいと言われた場合に、要するに1年では難しいから3年に分けてとか5年に分けてとか、そういう要請はされてないんですか。それは自治会長さんから聞いてるんですけどね。一遍にしないでほしいなという。それとも、最初はそうだったけれども、今は全部やりましょと、応援しますよというスタイルになっているんですか。そこをちょっと確認させてください。

○議長（松本宗弘君） 最後になるからしっかりと答えてください。

○総務部長（松田 明君） すみません、私の認識不足かも知れませんが、私が聞いているのは、今現在63基で自治会長さんに待ってもらっていると聞いております。

今後、今おっしゃってる自治会のほうから何百基とかいうのは、それは私の耳に入っておりません、申しわけないんですけども。もし今後出てくることになれば、予算の計上もございまして、予算措置もございまして、検討はしていきますけども、今現在補正に上げさせてもらった、この平成24年度の待ってもらっている自治会のは63基と聞いておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと違うんですよ。それについては、もう3回聞きましたから、これ以上聞きませんが。ただ、1年で全部できないからという話を聞いてますのでね。ちょっと今の答弁と実態と合わないとは認識してます。

あとですね、ちょっと下がって9ページになりますけども、ちょっと内容がわからないので、税金の還付金、還付加算金300万円と出ている。これについて、どういう中身なのかという説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 還付金の300万円の内容でございまして。還付金は過年度分の税額更正等を行った場合に納め過ぎた税額を還付するものでございまして。

11月末現在では、前年度の同時期に比べまして約371万円の増、前年度より344万円増となっております。今後、執行状況を考えますと約300万円近くが不足すると予想されますので今回この分を上げさせていただきました。

要因につきましては、個人住民税では144万円の増、そして法人町民税につきましては260万円の増の還付が大きく増加しております。個人住民税につきましては、過去5年間において還付申告が可能でありますので、特に給与所得者が会社の年末調整に控除を受けることができなかつた医療費控除や扶養控除をさかのぼって申告するケースが増えております。法人町民税につきましては、前年度の納税額の2分の1を予定納税という形で前納されております。業績が悪化した場合、納税額の前年度の2分の1以下に低下すると、予定納税として納めていただいた分を取り過ぎておりますので還付が発生いたします。長引く景気低迷によりまして一部企業の業績の悪化や、最近の傾向といたしましては、会社の組織再編成による納税額等の減少も目立っておりますので、こういう形で還付が生じてきているという要因でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第39号、平成24年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について聞きます。4ページです。

コンピュータシステム改修業務委託料と書いてますので、この改修の中身ですね、これをちょっと説明お願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） コンピュータシステムの改修の内容はということでございます。

これは先の9月定例会におきましてご議決をいただきました、平成25年4月使用分から下水道使用料を改定させていただきます。それに伴う使用料徴収システムの改修に要する費用でございます。

現在使用しております上下水道料金徴収システムの下水道使用料にかかる部分の改修でございます。

よろしく願いします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 値上げしなければ要らないやつですよ。そこを言いたかつたんです。

それでは議第42号、田原本町町道の構造の技術的基準を定める条例について伺います。

なかなか難しい文章がたくさん入ってまして、わかりにくいんですけども、結果的に町道のほうは第1種、2種、3種、4種ということで、4ページあたりに車線の幅員というのを、この辺が大体町道の大きさかなと思うんですけども。

こういう幅員等ありまして、町道というのはこういうものだとして今回条例で決められるということですね。今までは条例がなかったということですので、国の基準に基づいてやっておられたと。

ところが今回は各市町村で基準を決めなさいよと、そして各市町村でその基準を運用していきなさいよということになるかと思えますね。その点では、この基準に当てはまらない町道というのは今あるのかなと思うんですけども、そういう町道というのはどういうものがあるのかということと、どんな道路があるかと。ちょっとわかりやすいように説明してください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 基準に合わない町道はあるのかと、道路構造基準に沿って整備されていない町道はあるのかとの質問であると解します。

一部の都市計画道路や新設道路整備以外は多くは基準に合っていない道路ではないかと言えます。ただ、この部分によって、すべてに不都合が発生しているものではございません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の話では、この田原本町でつくった条例に対して、田原本町の道路の多くは当てはまらないう。これに満たないという現実だということですよ。

そうしたら田原本町の道路に関する条例を決めて、こんな道路にしていきたいなと、こんな町にしていきたいなというところになるわけですけども、その合わない道路はどうされていくのかというところが知りたいですね。

例えば、朝、通学路の安全の問題も議題に上がってましたですね。各小学校、中学校、幼稚園から要望があると。そんなにこの道を広げてくれっていう要望はない

わけで、せめて白い線を引いてくれという要望が出てるわけですよ。

ところが警察と相談したら、白い線を引いたほうが反対に危ないと、線も引かないよという指導があつて、線さえ引かない道を通学路として歩いているわけですね。そのときに、こういう田原本町は「町道というのは、こういうものをつくりますよ」というひな形をつくったわけです。それは町道じゃないのかと言ったら、町道なんですよね。それなら、せつかくつくった条例と現実が合っていないと。それはどうするんだというところが、この条例を決めるに当たって教えてほしいんです。ただ単に国からつくれと言われたからつくったと、そういうものではないと思うんですよ。

国が各市町村で決めなさいよということは、各市町村でよく吟味して、今の現状をどうしようかと、それとも現状に合わせていくのか、それとも、もっといいものにしていくのかと、それはよく考えられて、こういうのを出して来られたと思えますね。その点では、通学路等でも大変危険だということが言われてるわけで、それに対してどうしていくんだということは、この中にはどこに書いてあるのかと。この基準に合わない町道はどうするのかというのは、どこに書いてあるのかということをお教えくださいよ。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 現実にはすべての道路に基準を当てはめて整備ができるかといえば、到底できることではございません。この条例を踏まえた整備と即効性がある暫定整備を並行していく必要があると考えております。

以上でございます。（「全然答えてないですよ。どこに書いてあるのかと言って
るんです。それを聞いているんです」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 先ほども申し上げましたように、当該の条例の適用範囲は町全体に該当するわけでございます。そういたしましても、現実的にはすべての道路に基準を当てはめて整備することができるかといえば、到底無理という解釈をしております。そのため、この条例を踏まえた整備といたしまして、即効性のある暫定整備を並行していく必要があるということでご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 部長、国が決めてるんじゃないんです。町が決めてるんです。あなたが起案してるんでしょう。それなら部長が起案したものだから、田原本に合ったものを起案したらどうなんですか。田原本の現状を案だけ出してきて、これが条例ですなんて、こんな恥ずかしいことをしないでくださいよ。

ですから田原本町の条例ですよ。今決めるんですよ。そうしたら実態に合わない。ではどうするんだと。それを反映した条例でなかったら、要するにつくるだけつくりましたというしかないわけで。それはやっぱりおかしい。私はそう思うんですよ。

ですから今実態は多くは基準に合わない。合わないというのは、この条例の中にどこに網羅されるのかと。反対に言ったら、こういう条例をつくってしまったら、これは理想ですよ。ですけども、違いますけど町で認定しますよということをするわけでしょう。おかしいですよ。

町道の構造の技術的基準を定める条例をつくったら、町道というのは、こんなものですよ。今までの仕方がないけども、次のはだめですよとなるわけですよ。そこはそうならないんですか。ならないんだったら、どこにそれは書いてあるのか。私には読み取れなかったんで教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） この条例の趣旨のところ、基本的には新設道路、または改築する場合について中心に考えてまいりたいというふうに書いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松本宗弘君） 次、ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今の答弁は重大ですよ。要するに新しくつくる、改修するに当たっては、この基準でやるということを部長は宣言されたんですよ。これはまだ条例が通ってませんからあれですけど。そういう意味だということをよく理解してくださいね。

次へ行きますね。あと、それに続く議第43号ですね、田原本町移動等円滑化のための必要な町道の構造に関する基準を定める条例。

今部長がおっしゃったように、議第42号で町道を決めましたと。ただ、この町道というのは、こういうのをつくりますよと。それだけだったら間に合いませんよ

と。やっぱり身体の不自由な方、あるいは足腰の弱っておられる方に対して、もっと配慮した対応が必要ですよというのが、この条例だと思うんですよ。ですから、さらに基準が厳しくなると。その点では、どのぐらいの移動の円滑化というような中身を含んでいるのかと。ちょっと全部とは言いませんけども、2つ、3つですね、どういう中身ですよと、具体的な例を挙げていただいて、そういうところが今どこで求められていますよと、この地域の道路がそういう対象になりますと。要望に応えていかないといけないところですよというのがあったら、教えてください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 現実にすべての道路について基準に当てはめるような整備ができるのかといえば、到底できることではございません。これも先ほどの分と一緒にございます。

これにつきまして、条例を踏まえまして整備と即効性のある暫定整備を並行して進めていく必要があると考えております。

これにつきましても、新設道路について積極的に取り組むという考え方で対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。（「そんなことは聞いてないですよ、部長。この中に書いてあるのは、どのような道路をつくるのか具体的に教えてと言ってるんですよ。答えてよ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩

午後2時02分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。

産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） 駅前広場、最近整備した宮古25号線等でございます。

以上でございます。（「いやいや、そんなのを聞いてないですよ。この議第42号の基準と議第43号の基準はどう違うのかということの説明してくださいと言ってるんですよ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 3 分 休憩

午後 2 時 0 3 分 再開

○議長（松本宗弘君） 再開いたします。副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、吉田議員がおっしゃったのは議第 4 2 号でお願いしております町道の構造基準と今のバリアフリーの関係の違いはという意味のお話でございますけども、例えば、今お出しさせてもらっております円滑化法の道路の有効幅員等は道路条例で定めているやつの最低基準の幅員以上にするとか、それから歩道等の舗装については雨水の浸透化を図るような歩道にするとかという形で、歩道等の横断勾配については 5 % 以下にするとか、通常の道路構造よりも障がい者に配慮した構造にするという形を、このバリアフリーの関係する条例では定めさせてもらっております。

○議長（松本宗弘君） その場所がさっきのところですね。そうですね。ということです。9 番、吉田議員。

○9 番（吉田容工君） あのね、今条例を制定する段階なんですよね。ですから、この条例がどういうものであるかというのを説明してほしいというときに、やっぱり的確な説明をしていただかないと、これをしておかないと国の補助金がもらえないからつくりますと、だから制定しますと言うから、皆賛成してくださいでは、ちょっと筋が通らないと思うんですね。やっぱり田原本町の条例をつくるということは、それなりの見識をもって田原本町をどういう町にしていくかということがあって初めて条例になると私は思うんです。その点では、本当に副町長の助けを借りずに、やっぱり的確に、このバリアフリー法の反映は具体的にはこういうことだと、そう説明していただかないと、あんまり考えないでやってるのかなという印象が強くなりますので、その点はどう説明していただきたいと思います。理解されてると思いますが、よろしくをお願いします。

次に議第 4 5 号、これは田原本町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例。なかなか難しい言葉が並んでいます。これは技術者の資格、こういう方には資格がありますよと書いてありますけ

ども、どういうものなのかと。どういうふうに管理されていくのかということの説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 技術者の管理は一括してどのように管理されてと、そういうご質問でございます。

この監督業務なり、この水道の管理についての技術上の業務を担当させるための技術者、これについては職員が当たるということでございますので、管理につきましては、職員の学歴や大学等で過ごした学科、また水道課での実務実績等、職員の履歴名簿によって所管課で、所属課のほうで調整をしております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） では確認ですけれども、要するに、この資格は町の職員の資格と。水道工事を発注するときには、こういう人がいて、受注した業者がちゃんとしてるかどうかを確認する。設計の段階からするところの技術者ということではよろしいですか。（「はい」と上下水道部長呼ぶ）

それなら次へ行きます。

あとですね、議第49号です。これもね、なぜこれを制定するのかということと、いろんな基準が定められてますよね。その基準と今の田原本町の都市公園の面積ですか、それと実態と比べたらどういう状況になっているかということをお教えください。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） この条例につきましては、もともと住民1人当たりの面積が1人10平方メートルでございます。国の基準につきましては、住民1人当たり面積10平方メートルでございます。市街地につきましては、5平方メートルとなっております。

町の実態といたしましては、住民1人当たり面積3.97平方メートルでございます。市街地につきましては1.13平方メートルでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　ということは、ちょうど今聞いたことですが、平均3平方メートルほどですね。都市部は1平方メートルちょっとということですよ。それなら条例にこれを入れたということは、こういう状況になるために努力するということを宣言してるのと一緒だと思いますので。これはどういうふうに、これから進めていかれるのかということに、次言いたくなりますよね。だから聞かせてください。

○議長（松本宗弘君）　産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君）　現時点では、都市公園につきましては、私ども79公園を維持管理をしております。つい最近、これが大体10年から13年を経過しております。実質的に経年劣化の激しい公園施設の修理が最優先となってきております。そのために、そちらを当面、公園の維持管理に努めてまいりたいと考えているのが1つでございます。

それと新たに公園を造成する考えは今のところ持っておりません。

ということでございます。以上でございます。

○議長（松本宗弘君）　9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君）　ちょっとわからないんですよ。要するに、わざわざ入れたわけでしょう、こういう条例をね、項目を。町の人は、皆、「あっ、そうなるんか」と、田原本町は3倍に公園を広げてくれるのと違うかと期待されるわけですわ。ですから一番最初に聞いたように、なぜこれを入れるのかということが、最初の説明がなかったわけで。こういう条例、項目を入れるという話があったけどもね、なぜこれを入れるのかということと、なぜにそれならば公園を増やさないのかということとを教えてください。

○議長（松本宗弘君）　産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君）　田原本町といたしましては、国及び県と今まで同じ基準を適用してまいりました。これからもその基準を目標といたしまして、適用させていただきたいということで条例に明記をさせていただいたわけでございます。

それと、先ほども言いましたように、私どもの79公園につきましても、10年から13年経過しております。各公園におきましても施設の経年劣化等が始まっております。そのために当分の間、実質的にはそちらを、安心して公園の施設を利

用していただくということも考えまして、公園の修理等を優先事項として進めてまいりたいという考え方をしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 国の基準があったと、それで田原本町は、その基準の3分の1だったと、実態はね。ということだと思っんですよ。だから言ってみれば、国の基準に沿って公園をつくっているところもあれば、田原本町みたいに3分の1のところもあるということですよ。その点では、やっぱり田原本町でどうしたらいいのかということ、そこで本当は考えてほしいんですよ。これは質問と違いますよ。

要するに、例えば田原本町は公園は少ないけども、田んぼや畑もたくさんあるわけですよ。それとどうかみ合わせて子どもたちの遊べる環境をつくるかと、これが工夫だと思っんですね。何も公園を3倍にするのが知恵かといえば、そうじゃないと思っんですよ。この公園で、あとどういうふうに工夫したら、田原本町の子どもたちが遊ぶ、若者が集う、大人の方がそこでたむろするという形のものができるかなということを考えていくところに知恵をぜひ発揮してほしいと思っんですね。反対にこれだけ見ていたら、「何や田原本って、そんな程度か」というようになったのでは寂しい限りですので、田原本町としては実態はそうけども、それ以外にこういう心が和む場所があるんだという形の大きな視野で公園というのをとらえてやっていますというような工夫をぜひ残して対策をしていただきたいと思っんです。

次に行きますね。議第50号、田原本町下水道条例の一部を改正する条例。

今回この改正された内容がちょっと技術的なものだと思いますけども、どういう内容で、この規定とこれまでの工事と違うところがあるんだと思っんですね。どこが違って、違うところはどうしていくのかということについて説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 今ご提案させていただいております改正条例につきましては、従来、法律改正前の規定をそのまま踏襲した規定でございます。したがって、以前から下水道工事を進めておりますが、それについては法律上規定された

とおりのこと。また、今後も法律上そのまま条例規定しておりますので、この規定どおり下水道事業を施工してまいりたい。変わったところはございません。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 変わったところはないんですか。私が読む限りでは、耐震対応が入ってるような気がするんですけどね。

例えば5番でしたら、「地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置を講ぜられること」と。

今まではね、耐震対応の工事じゃなかったのかなという認識はしてるんですけども、その辺はどうですか。ちゃんとそれは地震にも耐えられる形の基準に基づいてつくっておられるのかということはどうですか。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） 確かに耐震という部分は、今までここにはございません。（「なかったんですか」と吉田議員呼ぶ）

はい。ただ、それにつきましては順次今後進めてまいりたいと。

今後につきましては、当然この条例をそのまま規定どおり進めていくわけですので、規定どおりに施工させていただきたいと、このように思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） もう1回確認です。今までと違うのは耐震の部分だけですか。ほかにはないですか。

○議長（松本宗弘君） 上下水道部長。

○上下水道部長（取田弘之君） ございません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第52号、山辺広域行政事務組合の財産処分についてお伺いします。

今回は消防団、消防水利に関する事務を本町に移管するというのが、ここに表されてあるのかなという思いがするわけですが、その移管するに至った経緯について説明していただきたいということ。

それと受管後ですね、これまでは山辺広域行政事務組合が消防車の更新とか、防

火水槽の設置とかには直接お金を出して対応してきたと。今度は田原本町が費用負担することになるかと思います。その点では、今まで山辺広域行政事務組合へ拠出したお金、これは地方交付税で積算されている地方交付税がありますね。まあ地方交付税のもととなる標準財政規模とか、そういうところのものから来てると思うんですね。それを全部、地方交付税の算定に基づいて田原本町が受け取ったお金をそのまま山辺広域行政事務組合へ渡していたと。今度はそんなことをしたら、今度は消防車を買うとか、防火水槽の設置するとかは、こっちの負担だけになりますので、その点がどうなるのかがわからないので、その辺では今までのような形で国の基準の分をそのまま山辺広域行政事務組合へお金を渡すのか、それともある程度減額して渡すのかというようなところがちょっと疑問ですので、説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） お答えいたします。1点目でございますけれども、消防団、消防水利に関する事務の本町に移管する経緯についての説明でございます。

これにつきましては、消防組織法第9条の規定により、消防団の事務は市町村が処理を行うこととされております。奈良県消防広域化に向けた協議にて山辺広域行政事務組合だけが消防団に関する事務を行っているので、すべての消防本部を同一条件とするため、新一部事務組合の発足までに消防団及び消防水利に関する事務を組合市町村に移管することが必要と生じたためでございます。

平成24年11月5日に開催された山辺広域行政事務組合理事者会におきまして、組合が共同処理する消防団及び消防水利に関する事務を組合市町村へ移管することが決定されたものでございます。

そういたしまして、今度受管後、事務担当部局と山辺広域行政事務組合へ拠出されるのは、どれだけの削減ですかということでございます。

まず拠出金につきましては、平成24年度をもとに按分しますと約4,470万円ほど減額されます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 拠出金は消防団と消防水利に関する事務にかかる分は減らしますよということですね。それが4,470万円程度だという話。

これも難しい話で、消防車の更新は今消防団は皆一巡しましたよね。ですから当面は出ないだろうと思いますよね。ただ更新になったら、たくさんのお金がかかりますし、何千万円とかかりますでしょう。防火水槽も今のところつくる予定はないのかなと思いますけども、その点では、大体直接のそういう需要はなくても4,000～5,000万円程度のお金は削減になるという認識でよろしいかということと、あと今先ほどおっしゃったように奈良県の消防ですね。奈良市と生駒市と除いたところが1つになろうというところの動きがあって、それに応じて山辺広域行政事務組合だけほかのところと違うんで整備しましょうということでしょう。

当初は12月に37市町が調印しようという話があって、調印が終わったら次、来年の6月議会で各37市町村の議会で議決されたら1つになりますよという動きがあると。ただ、そこで、もし1カ所でも否決したら、37自治体のうち1カ所でも否決したらまとまりませんよということが進んでるとは聞いてるんですけども。

もしそういうことになっても、この消防団や消防水利に関する事務は田原本町で今度からやりますよということなんじゃないかな。具体的には「田原本消防団」と今言ってるんですかね。「田原本町消防団」じゃなくて、「田原本消防団」というような表現をしてると思うんですけども。その点はどういう対応になるのか。

今後の対応については、今回提案されてないので、どういう対応の仕方というか、どういう管理の仕方をされるのかということはどうなっていますか。説明してください。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（松田 明君） 先ほど私が申し上げましたように約4,470万円、これがもうずっと減額される予定であると考えております。

確かにこの12月に協議会の調印が行われる予定でございましたけれども、ちょっと時期的にずれております。来年7月に予定されておると聞いております。

仮にここで1市町村でも脱退すれば広域化にならないことは、私も認識しておりますけども、消防団の事務とか水利は否決になっても田原本町のほうに移管されると私は認識しております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時23分 散会